1 はじめに

ドイツは、1949年に発布したドイツ連邦共和国基本法において「政治的に迫害される者は庇護権を享有する」という原則を掲げて以来、難民保護に関して様々な経験を重ねた。その経験の核心を端的に言えば、ドイツは、外国人である難民に対してその個人の基本的人権として庇護権を保障するという理念的に意義の高い原則を憲法原則として設定したが、それゆえに、現実において社会的・政治的に大きな悩みを抱え込むことになった。

一つには、庇護手続の濫用と疑われる難民認定申請(ドイツの法規上では「庇護申請」という。)の大量混入の影響によって、認定手続の運用に関して機能麻痺が生じたからであり、もう一つには、国内不満の増大化に便乗した極右勢力の伸張という政治的不安の影が現われたからである。しかも、とりわけ1990年代以降、政権崩壊後の東ドイツ吸収による重荷の状況下で申請者の数が年間数十万人の桁に達したことは、事態をいっそう深刻化させている。

さらに、EU 加盟国内移動の自由化に伴うドイツへの庇護申請者集中化、他の加盟国による申請者のたらい回しまたは二重申請の放置などを懸念して、1990年のダブリン条約の締結に見られるように、他の加盟諸国(加盟国外ではスイスが参加。)と共同歩調を取ることになった。そのため、庇護手続上 EU の政策をも考慮しなければならなくなった。

以上の諸要因から、関係法令を何度か改定し、 1993年には基本法上の庇護原則規定の改定にま で手をつけ、とくに「安全な第三国」から渡来 してきた者については入国審査および申請受理の段階で申請の本案に入ることなく篩い落とすことができるという制度を、憲法原則に取り込んだ。これらの法令改定の経緯は、ドイツ政府の悩みの軌跡である。別の言い方をすれば、ドイツは難民保護に関する高い理念の現実化の過程において、実際上の制約要因といかに折り合いを付けるかについて、壮大な歴史的実験をしているのである。

その実験は、さらに、頭脳労働力に関して将来深刻化しかねない大幅不足を予測して、移民受入れ国家ではなかったドイツを移民受入れ国家へ変身させようという試みが行われようとしている。そのために関係諸法を改定する2002年6月20日の法律(通称「移民法」)が連邦参議院で採択された。確かに、同法が連邦参議院で採択される際の手続の合憲性をめぐって連邦憲法裁判所で争われ、2002年12月連邦憲法裁判所が違憲判決を下したために、同法は施行できないでいるが、頭脳労働力不足に対する懸念の点では与野党とも変わりがない状況の下では、ドイツの移民国家への変身という大きな流れを押し止めることはもはや難しくなろうとしている。

その意味では、以下に紹介する1993年に改定された現行庇護手続法(1997年および2002年にも部分改定された。)は、ドイツ連邦が移民受入れ国家に変身する前の段階で法技術上到達することができた最後の難民認定関係法になるかもしれない。ドイツが難民保護法制上さまざまな問題に遭遇し、それらに対応するための技術上の苦心という経験を積み重ねているだけに、ドイツの現行法は、とりわけ難民認定手続を含む難民保護関係法令の改定が急がれているわが国

にとって、連邦国家であって各州に相当の権限 が基本法上与えられているというドイツの国家 構造の点での、わが国との大きな違いを差し引 いても、なお参考になる部分を多分に含んでい る、と見ることができる。

本稿では、先ず、現行法に至るまでの歴史的 経緯を至極概略的にたどり、過去の各法制に見 られた主要な特色を指摘する。次いで、現行法 の構造および主要な特色を指摘する。最後に、 現行法の訳文を紹介する。

2 改正法への経緯

ドイツは1949年の基本法で前述のような庇護 権原則を掲げた際、その法的意味について混乱 があった。政治犯不引渡原則と同視するなどの 見方があったが、そのなかでも主要な見方の一 つは次のようであった。この原則が多分に影響 を受けた1948年の世界人権宣言では、すべて人 は、迫害を免れるため、他国に「庇護を求め、 かつ、庇護を享受する権利(a right to seek and enjoy asylum)」を有するという原則(第14条) が定められたが、その原則の意味は、その条文 の法的粉飾にもかかわらず個人の権利性を認め るものではないと、国連総会人権委員会審議過 程において大多数の諸国によって了解されたの であるから、基本法上の庇護権も諸外国の了解 と同様に、国の権限であって外国人個人の権利 ではないと理解されるべきである、というので ある。

それに対してもう一つの見方は次のようであった。国際法上では庇護権が国家の主権的権限であるからこそ、それを国内法上国家の権限に留めるか、それとも個人の権利にするかは、各国の自由な選択による。この基本的根拠に基づいてドイツは、その国際法上の権限を、国内法上憲法的に保障される個人の基本権とする、というのであった。

前者の主張は、伝統的な見方を一歩も出るも

のではなく、庇護権原則規定を憲法的規範に置く意義を見失っているといわざるを得ない。他 方、後者の積極的な見方は、庇護権が個人の基 本権であるならば外国人が個人の資格で権利を 主張することができるようにするための手続原 則が明示される必要があるという点において、 課題を残していた。

これらの論争および課題に決着をつけたのが、1953年の庇護手続に関する法規命令である。 この法規命令の発令に際して、その実施のため に連邦難民認定庁という特別の機関が内務省の 外局として設立された。

1965年になって、同法規命令上の原則は、そ れまでに積み上げられた経験を加味して、外国 人法に同法中の1つの章として吸収された。同法 上の諸原則に表されている特色として第1に、 連邦難民認定庁の機能の性格付けおよびその最 も重要な核心というべき審判官の資格が明確化 された。連邦難民認定庁は、難民資格審判にお ける公明性・公正性の確保のために、機関全体 として独立性の比較的に高い行政委員会のよう な性格を与えられ、また、個々の難民資格審査 は、裁判官資格または高級行政公務員資格を有 する審判官3人によって構成される審判部の下 で行われることとなり、しかも審判部には、審 判官による指揮の下で国側の難民調査官と申立 人および弁護人・法律補佐人とが対峙するとい う法廷方式が導入された。特色の第2として、 ドイツは、その領域を世界各地からのすべての 難民の聖域にしようとするのではなく、他国に おいて既に庇護を得ている者に対しては庇護を 否定し、いずれの国からも保護を受けることが できない者についてのみ庇護を与えるとした (第2次的庇護否定原則)。

ところが、1973年の石油ショック以来の不況 と失業人口の増加を理由として、それまでドイ ツの経済復興・発展に寄与していた外国人労働 者の受入れ制度を閉鎖したことから、ドイツに なんとか潜り込もうとする外国人が難民認定申 請制度に目を付け、それを濫用するようになっ た。不法入国した場合であっても申請を提出し ておけば、認定審査結果が出るまでは退去強制 を受けることがなく、しかも申請の審査処理が 滞留して認定審査結果までの期間が長引くほど 労働で稼げると期待したのである。その影響で、 申請件数はうなぎ上りに増加していった。

それに対して政府は、手続を迅速化して申請 から認定審査結果までの所要時間を短縮するこ とによって、濫用者の期待を潰そうとした。そ の方法として、1978年の庇護手続迅速化法では、 3人審判官制を単任審判官制にして審判廷を増 やした。また、異議申立委員会を廃止すること になった。連邦難民認定庁の第1次的審査によ る不認定の審決を不服として異議申立を行う事 例の激増が、審査システムの上部機関として一 つしかない異議申立委員会にとってはあまりに も荷重となり、同委員会の機能麻痺を生じたか らである。連邦難民認定庁における異議申立手 続の廃止は、難民保護の立場からの一般論とし て認定手続の拡充の要請に逆行するといえなく もないが、ドイツの場合、第1次的審決に対す る異議については、各州に置かれている行政裁 判所に提訴する道が開かれていることに着目す べきである。

1982年には、それまでに積み重ねられていた制度改定を体系的に整理することが意図されて、従来の外国人法から庇護手続関係の諸規定を独立させて庇護手続法が制定された(BT Drs. 9/875)。同法に関して注目されるのは、「明らかに理由のない」申請について本案審査に入る前に先決的に却下するという手続が導入されたことである。それは、既に憲法裁判所判決上で明確化された原則を法文化したものである。

ともかくも、申請件数の急増に対処するため に間欠的に行われた手続の部分的手直しはその 都度一時的に効果を生じて、申請件数は多少減 少した。しかし、まもなく再び急増する傾向に 戻ってしまった。それでもなお、1990年代ほど の桁外れの激増という段階に陥ることはなかっ た。

しかし、1990年代に入ってからの申請件数の 激増には、従来のいかなる手続上の手直しに よっても対応することができないと判断され た。そこで、抜本的な制度改革が行われること となった。このような経緯の下に1993年に現行 の庇護手続法が1982年法の改正として制定され た(BT Drs. 12/2062)。しかし、その改定は従 来と異なって、大規模でかつ基本的なもので あった。例えば、「安全な第三国」から到来した 者を庇護申請提出前の入国審査の段階で排除す る原則の導入は、そのような変革の一つである。

その後も一部規定の改定が重ねられているが、とりわけ米国における同時多発テロ事件後の対応として、2002年1月にテロリズム対抗法(Terrorismusbekämpfungsgesetz)の制定(BGBl. I S. 361)に伴い、庇護手続の一部規定が改定された。

このように度重ねての、また基本的原則の改定を含む大規模な改定の流れの中で、ドイツにおける難民保護の理念の維持を支えたのが裁判所であったことは、見逃されてはならない。とりわけ、連邦憲法裁判所が、難民認定手続の連邦難民認定庁による運用およびそれを支持する行政裁判所の判断に対して、しばしば基本法の解釈に関る問題として厳密な精査を要求したことは、難民庇護手続の公正性・合理性を担保し続けた。

3 現行法の構造および主要な特徴

(1) 難民認定手続に関る機関

難民資格認定を願う外国人でドイツ領域にた どり着いた者は、通常、最初に国境警備局に接 するが、そこでは難民認定の願い出だけを行う。 そこから各州に1ないし複数置かれている庇護 希望者受入れ施設に送られる。また、既にドイ ツ法上合法的または違法に入国・在留している 者が難民認定の願い出を行う先は、各州内の管 轄地に置かれている外国人局または州警察署で ある。

しかし、難民認定申請を受理し、審査するの は、連邦難民認定庁である。同認定庁は、ドイ ツにおける難民認定手続の核心を担う。同認定 庁の審決結果に異議のある者は、行政裁判所に 提訴することができる。

以下、連邦難民認定庁を中心としながら、以 上の諸機関における難民認定手続上の関りにつ いて説明する。

①国境警備局

外国人が入国時に最初に接するのは、通常、 国境警備局の出先機関である。ドイツによる庇 護を求める者は、そこで遅滞なく庇護の願い出 を行う(第19条第3項)。庇護の願い出は、連邦 難民認定庁にのみ提出されるべき庇護申請と区 別される。

ただし、安全な第三国から到来した者(国際 法上もしくは人道上の理由から入国許可または 送還停止が認められる者を除く。)、および量刑 3年以上の自由刑相当の犯罪者は、入国を認め られず、庇護の願い出も認められない。

願い出があった際に、当該者に対する鑑識業 務が行われる。願い出を受理された者はそこか ら、各州に置かれている庇護希望者受入れ施設 に送られる (第18条)。

なお、空港に配置されている国境警備局に庇 護の願い出を行った者は、それに付置されてい る連邦難民認定庁出張所に庇護申請を遅滞なく 提出しなければならず、そこでの庇護申請の提 出とともに後述のような庇護手続が開始される (第18a条第1項)。いずれにせよ、国境警備局 では、当該申請者に対する難民適格性の判定は 行われない。

②外国人局

入国の合法違法の如何に関らず実際にドイツ 領域内に入っている者は、外国人局の地域管轄 事務所または州警察署に庇護の願い出を行うこ とができる(第19条)。その際の手続および当該 者の身柄の取扱いは、国境警備局の場合と同様 である。

③申請者受入れ施設

当該の者は、国境警備局、外国人局または州 警察署から、各州に置かれている庇護希望者受 入施設に送られる。その間、庇護申請者の地位 も、いかなる在留許可も与えられない。

ドイツ全体で、庇護希望者は各州毎に確定さ れている比率に従って各州に配分される。例え ば、最も大きな比率数の州からみると、ノルト ライン=ヴェストファーレン州22.4%、バイエ ルン州14.0%、バーデン=ヴュルテンブルク州 12.2%であり、小さい比率の州は、ブレーメン 州1.0%、ザールラント州1.4%、ベルリン州 2.2%である (第45条)。

各州では、1ないし複数の庇護希望者中央受 入れ施設が設置され、その管轄の下に最小限500 個所の宿泊所が置かれる。その中央施設毎に1 ないし複数の連邦難民認定庁出張所が付置され ている(第5条第4項)。庇護希望者の居住地に ついては州が決定し(第50条第4項)、庇護希望 者はその居住地管轄の中央施設の下に置かれる 宿泊所での居住を義務づけられる(第47条第1 項)。居住地および宿泊所の選択の自由は、原則 として認められない(第46条)。

庇護希望者は、その居住地管轄中央施設に付 置されている連邦難民認定庁出張所に遅滯なく 庇護申請を提出しなければならず、その提出と ともに連邦難民認定庁下の庇護手続が開始され 得るようになる。そのため、その提出によって 庇護手続期間特別在留許可(Aufenthaltsgestattung 第55条第1項)を与えられた庇護申請 者は、連邦難民認定庁出張所からの召喚を受け る都度、その宿泊所から当該連邦難民認定庁出 張所に出頭しなければならない(第23条、第24条第1項及び第25条第1項)。このように、庇護申請の提出によって庇護申請者となり、庇護申請者としての法的地位を与えられる。その法的地位については後述する。

④連邦難民認定庁

連邦難民認定庁は、既に説明したように内務省の外局に位置しながら、行政委員会的な相対的独立性を有している。内務省との関係で見ると、内務省は連邦難民認定庁の長官の選任について権限を有し、EU委員会決定の国内的実施などについて、認定庁長官に対して庇護手続に関する組織的秩序維持上のその職務責任を通じて働きかけをすることができるが(第5条第4項)、連邦難民認定庁による庇護申請の受理および個別の審判官によるその審査など庇護手続の内容に関る事項については、内務省といえども干渉することはできない。

連邦難民認定庁本部は1990年代の初め、バイエルン州ニュールンベルクの郊外ツィルンドルフの地から、ニュールンベルク市内の一郭にある米軍基地跡地に移転された。本部は、前述の各出張所の運営および庇護手続全体の管理など、まさに組織的統括を行っているが、その他にも、申請の審査上参考となる各地域情勢の調査を組織的に行わせるための地域情勢分析部をおき、相当大規模なドキュメントセンターを併設している。

組織内部を構成する職員の詳細については法 規命令によって定められるのであるが、庇護手 続法上では、認定庁長官および本部機能を担う 職員、各出張所において申請を受理する職員お よび申請者に対する事情聴取を行い申請に対す る決定を下す審判官などが置かれている。これ らの職員外にも、職権によって置かれる通訳な どの翻訳者、連邦の立場を代弁する連邦代理人 がいる。

さらに、連邦難民認定庁はその組織外に、地

域研究者などの専門家との間のネットワークを 設定している。冷戦後各地で頻発している内 戦・内乱の下の地域状況については、外交経路 だけでは容易に把握し難いことがある。そのよ うな場合、そのネットワークが活用される。裁 判所もそれを利用することがある。

審判官(庇護手続法上では職員として表され ているにすぎない)は、1965年外国人法の庇護 手続規定では、裁判官資格または上級行政職公 務員資格を有する者とされていたが、庇護申請 件数の急増に対応するために法改定を行う都 度、資格のランクを下げて、裁判官資格者の確 保が難しいため上級行政職公務員資格者のみで 審判官を構成するとされ、現行法では、上級行 政職公務員資格の者ばかりではなく中級職公務 員もそれに就くことができる、とされている(第 5条第2項)。ただし、連邦政府は、審判官の適 格性に触れた連邦憲法裁判所判決を理由にし て、通常では審判官を上級行政職公務員資格の 者に限る、との見解を明らかにしている。それ に沿って現在までのところ審判官の選任がおこ なわれている。

機能面で見ると、連邦難民認定庁は個々の申請について庇護手続に入る前に、ダブリン条約にもとづく認定責任国の決定を行い(1997年12月4日のダブリン条約施行のための管轄に関する法規命令)、ドイツが認定責任を負うべき申請について庇護手続を開始する。

難民資格審査のための事情聴取および資格認定不認定の決定は、連邦難民認定庁の専権とされ、他のいかなる機関の関与も許されない。任務遂行に関して内務省の指図を受けることがあるにしても(第5条第2項)、それは、事情聴取および資格認定不認定の決定の内容に及ぶことは認められない。ただし、国連難民高等弁務官の要請があるときは連邦難民認定庁の審決およびその理由付けを高等弁務官事務所に伝える(第9条第2項)という方法を介して、自らの

決定の正当性如何を国際的検証に晒そうとしている。

さらに、連邦難民認定庁の決定は、政治的被 迫害者ないし難民の資格の有無ばかりではな く、拷問・死刑の恐れ、欧州人権条約違反、ま たは生命・身体・自由に対する危険の存否にま で及ぶ(第24条第2項)。また、そのような危険 があるという理由によって強制退去禁止の決定 を下す場合、連邦難民認定庁のその決定は、外 国人局を拘束する(第42条)。さらに、そのよう な危険の存否に対する確認は、庇護申請撤回の 場合にも連邦難民認定庁の責任の下で行われる (第32条)。連邦難民認定庁は、難民資格不認定 の場合には退去強制の警告を決定することがで きる(第34条)。

外国人法上の退去強制については本来、外国 人局の責務とされているにもかかわらず、連邦 難民認定庁の退去強制またはその警告の決定は 外国人局を拘束する。このように従来、外国人 局の専権とされていた退去強制の事項にまで連 邦難民認定庁の権限の拡大が認められているの が、現行庇護手続法の特色の一つである。

認定の取消し・撤回は連邦難民認定庁長官の 権限に委ねられる(第74条第4項)。

認定不認定の審決に対して提起される訴訟を 扱う裁判所については、後述する。

(2) ドイツ法における難民の範囲

庇護手続法の適用対象として同法上の保護を受ける難民は、基本法第16a条第1項に定める「政治的に迫害される者」、および外国人法第51条第1項に定める「その生命または自由が人種、宗教、国籍もしくは特定の社会集団への帰属の理由でまたは政治的信念の理由で危険に晒される国」へ「退去強制してはならない」という原則の対象となる者である(第1条)。

庇護手続法は基本法第16a条第1項の手続法の意味を与えられながら、その適用対象者の範

囲を、基本法上の適用者の範囲を越えて定めている。このような規定の仕方は、既に1982年法において導入されていた規定を踏襲したものである。

この規定の前段に掲げられている基本法上の 政治的被迫害者は、難民条約第1条A(2)項に定 義されている「人種、宗教、国籍もしくは特定 の社会集団への帰属の理由でまたは政治的意見 の理由で迫害を受けるおそれという十分に理由 のある恐怖」を有する者を含み、それを越えて いっそう広い範囲の者を含むと解釈されてい る。その例として、ホモ・セクシャルの理由で 迫害を受ける者、いかなる集団にしろそれへの 帰属の理由で迫害を受ける者も、政治的被迫害 者とされる。この解釈が後の進展に連なって (注記)

また、後段に定める迫害国への強制退去禁止は、難民条約第33条第1項に定める同様の内容の「迫害国への強制退去禁止原則 (non-refoulement rule)」に相当する。そこで多少の問題となるのは、この原則の適用対象となる者と政治的被迫害者との間の異同である。この点は既に内外の国際難民法研究者によって論じられているが、少なくともドイツでは、次のように説明される。

政治的被迫害者の中核というべき難民条約上の難民の定義に該当する者の場合、当該者が迫害を受けるおそれという恐怖心を抱いていること、および一定の事実からそのような恐怖心を抱くに至ったことに十分に合理的な理由が認められることが、認定上の要素として不可欠となる。別の見方をすれば、当該者が主張する事態が客観的事実として迫害に至っていなくとも、当該者がその事態から迫害を受けるおそれという恐怖心を抱くに至ったことに十分に合理的な理由が見出される場合には、難民と認められる。

それに対して、迫害国への強制退去禁止原則 が適用される場合には、客観的要素として迫害 のおそれという事実の存在が、認定上の要素として不可欠とされる。それは、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会集団への帰属の理由でまたは政治的意見の理由により、いわゆる「生存上の危機 (existentielle Gefahren)」に晒されることである。見方を変えれば、迫害のおそれが客観的事実として存在する場合には、迫害を受けるおそれへの恐怖心について十分に合理的な理由によって疎明することができない者をも、後段の意味における難民と認定することができる。

なお、以上の難民の範囲から除外される者として第1条では、無国籍者および分担難民法上の難民(「人道的援助活動の枠内で受け入れられる難民のための措置に関する法律の意味における外国人」)が明示されているが、それ以外にも、難民条約第1条 A(1)項上の、革命下を逃れたロシア難民、ナチス支配下を逃れたドイツ難民など第二次大戦終了までの難民関係条約・協定上の難民とされる者、およびパレスチナ難民のように国連難民高等弁務官事務所以外の国連機関の保護を受けている者(難民条約第1条 D 項第1文)も、除外される。

さらに、本国を逃れてきた外国人が本国での 戦争または内戦を理由としている場合には、庇 護手続法上の難民とはされない(庇護手続法第 32a 条第1項)が、外国人法にもとづく期限付き 暫定在留許可(Aufenthaltsbefugnis)を、連邦 と関係州の間の合意を基礎として与えられる (外国人法第32a 条第1項)。この許可の下にお ける在留期間の長さは、連邦と関係州の間の合 意による。1990年代バルカン地域から逃れてき た大量の難民のドイツにおける受入れについて は、この暫定在留許可制度が適用され、分担難 民法は発動されなかった。

(3) 難民認定手続

難民認定手続は、庇護の願い出を行っている

者による庇護申請の連邦難民認定庁出張所への 提出とその受理から始まる。その受理によって 申請者は庇護手続期間特別在留許可を与えられ る(第55条第1項)。以下、手続の流れに沿って 主要な手続事項を見ることとする。

①難民認定申請の提出と受理

庇護申請には様式文書が用意されているものの、必ずしもそれに限られずに、文書、口頭または当該外国人の意思が表されるその他の方法から、政治的被迫害者としての保護または迫害国への退去強制からの保護を求めていることが察知(entnehmen)されれば、庇護申請と認められる(第13条第1項)。この原則は、とりわけ迫害またはそれからの逃亡の過程で心理的傷害(トラウマ)を負ったために庇護の希求という真意を言葉にさえ表せない者にとっては、重要である。そのような者の真意を察知するのは、認定庁側の責任である。

庇護希望者受入施設に送られて来た者が申請を提出すべき期限については、法文上では「遅滞なく」という抽象的基準が示されているにすぎない(第23条)。しかし、合理的期間内に申請を提出しなければ、手続進捗に対する一般的協力義務(第15条)違反として難民認定上不利な要因として評価されるし、また、庇護希望の意思提示後2週間以内に庇護申請を提出しない場合にはこの期間後に申請を提出しても庇護手続期間特別在留許可は与えられないこととなり(第67条第1項第2号)、申請提出の遅滞が1ヶ月以上に及ぶ場合には申請取消しと見なされる(第33条)。

なお、戦争または内戦から逃れてきた者が庇護申請を行った場合、外国人法第32a条第1項上の暫定在留許可が与えられることがあっても庇護手続法上の難民と扱われないため、その庇護申請の提出は認められず(第14条3項)、庇護手続は開始されない(第32a条第1項)。

申請提出に始まる手続との関係で問題となる

もう一つの点は、当該申請者について犯罪人引 渡の請求が行われた場合の取扱いである。ドイ ツで1980年代半ばに、申請者が、本国から提起 された犯罪人引渡請求を苦にして自殺するとい う事件が起こり(トルコ国籍民ケマル=アルツ ン事件)、社会の注目を浴びた。このような場合、 政治犯罪人不引渡原則も顧慮されることは当然 であるが、それ以外の面においても、犯罪人引 渡請求については庇護手続と調和させる手続上 の工夫が加えられている。犯罪人引渡請求が あった場合には、当該庇護申請者についてはそ の犯罪人引渡手続は中止され(第8条第2項)、 またとくに1991年初め以来の慣行として、当該 者の難民認定が認められず強制退去処分が確定 された場合でも、請求されている引渡の是非の 決定までは強制退去令の執行は中止されて (注14) いる。

②面接による事情聴取

申請者は、政治的迫害のおそれの根拠となる 事実関係、強制退去禁止の根拠となる事実関係、 それらに関連する旅行経路、他国での滞在、別 の庇護手続遂行中か否かなどを陳述しなければ ならない(第25条第1項)。

証拠物件をほとんど所持しない多くの申請者についてその陳述の内容および言動から真実を汲み取るには、面接形式での事情聴取は重視されざるを得ない。また面接を行う側にも、真実を汲み取ることができるようにするための経験則の確立と積み重ねが必要である。

この事情聴取には、連邦代理人、州代理人の他、国連難民高等弁務官事務所代理人または欧州議会難民問題特別代表代理人、その他、連邦難民認定庁長官に許可される者が参加を求められる(同条第6項)。このような参加によっても審査の公正性および公明性を確保しようとしている。ただし、これらの者は審査の決定に参加することまでは認められていない。

また、申請者自身の手続協力が求められてお

り(第33条)、当事者が事情聴取のための召喚に 応ぜず、そのことに対する十分な釈明もしない 場合は、連邦難民認定庁は当事者の出頭なしで の記録の原状にもとづく決定(Entscheidung nach Aktenlage)という方法で処理する(第25 条第5項)。

③顧慮されない申請

申請者が既に他国において政治的迫害からの 安全を得ていて同国への帰還が可能である場 合、または難民認定の責任が他国にある場合、 その申請は顧慮を要しないとして審査手続のな かの先決的段階で却下される(第29条)。手続の 簡素化によって手続の迅速化が図られている。

④「明らかに理由のない」申請に対する先決 的却下決定

申請が「明らかに理由がない」と判断される 場合も先決的段階で当該申請は却下されるとされ、前述のようにこの手続も手続の迅速化を 狙って1982年改正法により導入された。この手 続の場合には、「顧慮されない」申請の場合と比 較すれば本案審査にもう少し立ち入った段階で ないと、その判断を下すことはできない。

「明らかに理由がない」と判断するための法定上の主な基準は、政治的被迫害者・難民資格が明らかに存在せずまたは庇護申請が明らかに理由がない場合、経済的理由ないし一般的困窮または戦闘上の対立からの避難(戦争・内戦からの避難者の場合別枠の保護制度が適用される。)の場合、偽造証拠を根拠にしている場合、身元・国籍の虚偽申告または他人名義での別の庇護希望もしくは申請を提出している場合、発令された退去強制を逃れることを目的にしている場合、手続進捗協力義務に対する甚だしい違反を生じている場合である(第30条)。

⑤審決

連邦難民認定庁は、政治的被迫害者・難民の 資格の有無を判定する際に、強制退去禁止事由 となる迫害のおそれが退去先の国にあるかどう かについても判定を下す(第30条第1項)。ただし、申請者が迫害国への退去強制禁止原則の適用のみを求めて難民資格認定に触れない場合には、難民資格認定は行われない(第31条第2項但し書)。認定においては当該申請者の手続進捗に対する協力如何も考慮に入れられる。

認定についての審決文書には、その審決に 至った理由とともに、法的救済手段についての 注意の喚起が表示され、その文書が当該申請者 に送達される(第31条第1項)。その理由は、国 連難民高等弁務官の要請によって同機関に送ら れ、同機関のモニター機能の下に置かれる。

連邦難民認定庁が不認定の審決とともに下す 退去強制の警告(第34条第1項、第34a条第1 項、第35条)の決定は、外国人局をも拘束する (第42条、第43a条第4項)。

なお、連邦難民認定庁の審決に対する訴訟に ついての裁判所判決によって難民の認定が義務 づけられた場合、その事実だけでは手続遂行上 不十分であり、連邦難民認定庁による再審決が 必要とされる。その場合に必要とされるのは、 原則として審決手続のみであって、事情聴取手 続は要しない。また、行政裁判所による認定却 下の場合、連邦難民認定庁は同判決の確定後遅 滞なく、退去強制の警告を発する(第40条第1 項)。

(4) 行政裁判所に対する提訴

前述のように、難民資格認定結果に対する異議申立は、手続上認められなくなって裁判所への提訴によることになっただけに、難民認定における裁判所の役割はいっそう重要になっているということができる。

ところで、行政裁判の全体構造は3審制になっているが、第1審を扱う行政裁判所およびその判決に対する控訴審を扱う上級行政裁判所は、各州の管轄下におかれ、最高の上訴審は、 連邦の管轄下の連邦行政裁判所に委ねられる。 そのうえさらに、憲法裁判所が基本法上の原則 の解釈に関するかぎりで難民認定問題に関わ る。

認定結果に対して裁判所への提訴を意図する者は、連邦難民認定庁審決の送達後2週間以内に訴えを起こさなければならない。提訴した者は事実関係に関する証拠物件を1か月以内に申告するよう求められる。それ以後の申告については、裁判所は、それを認めれば手続進行の遅滞を招くと判断する場合には、申告者の十分な釈明がない限りその申告を却下し、再調査なしに訴えを却下する。裁判所は提訴があった時点で、申告期間および期限後申告の扱いについて当該者の注意を喚起しておかなければならない(第74条)。

庇護申請について連邦難民認定庁が下した「明らかに理由がない」という決定に対する訴訟に関しては、裁判所が「明らかに理由がない」として訴えを却下した場合には、そのことだけで判決は確定する(第78条)。言いかえると、上訴は認められない。

それ以外の点に関する上訴については、争点が原則的意味を有する場合、原審判決が上級行政裁判所もしくは連邦行政裁判所の判決または連邦最高裁判所共同部会決定を逸脱していると主張されるか、または行政裁判所規則に対する手続違反と主張される場合に、上級行政裁判所への控訴が許容される。なお、控訴は、原審判決送達後原則として2週間以内に提起されなければならない。控訴提起により原審判決の効力が停止される(第78条)。

上級行政裁判所判決に対する連邦行政裁判所への抗告提起は、行政裁判所規則で許容されるかぎりにおいてのみ可能である(第80条)。

(5) 法的地位

庇護を願う者は、庇護手続上の段階によって、 その法的地位が異なる。 国境警備局などに庇護の願い出を行った者は、庇護希望者受入れ施設に送られるが、その際、最寄りの施設であること、家族合一への配慮等の点が考慮されるが、当該者には施設選択の権利は与えられない。そしてそこに付置されている連邦難民認定庁出張所に、庇護申請を提出しそれによる受理が実現されるまでは、その場所に拘束される。

庇護申請の受理によって庇護手続期間特別在留許可が与えられる。とくに不法入国者にとっては、この許可は在留暫定許可を意味する(第55条第1項)。この許可は、庇護手続の期間に限られ、原則として、施設下の宿泊所に6週間から最長3か月間居住することを義務づけられる(第47条第1項)。手続期間がそれよりも長引く場合には市町村宿泊所での宿泊が義務づけられる(第53条第1項)。

その特別在留許可によって、特別在留許可通 用地域内での行動の自由が与えられる。その地 域範囲は、州内の郡単位に置かれる外国人局分 署の管轄地区におおよそ対応する(第56条第2 項)。この通用地域を越える場合には、連邦難民 認定庁の許可が必要である(第57条)。

また、この特別在留許可期間における申請者に対する健康診断は、州が責任を負う(第62条)。 しかし、いかなる職業に就くことも許されない (第61条第1項)。それにもかかわらず、就業活動を行った者は、1年までの自由刑または罰金 刑を科される(第85条第5項)。

以上、一連の庇護手続のうち主要なものを概 説したが、他の詳細な手続で、わが国にとって 参考になるものが多々あると見ることができ る。庇護手続法の規定全体の訳文は、本誌次ペー ジ以下のとおりである。

(注)

(1) その背景に関して、ドイツ連邦制憲会議での論議

- については本間浩『個人の基本権としての庇護権』勁 草書房、1985、pp.38-48
- (2) 例えば、申請者の数は1971年には5388人、増加の一 方方向にあった1978年には3万3126人に達していた が、1992年には43万8190人にまで激増した。
- (3) 正式名称は、「EU加盟国の一に提出された庇護申請を審査することに責任を負うべき国を決定する条約」。1990年6月15日採択。1997年9月発効。この発効にもとづいてドイツでは、1997年12月4日にダブリン条約の適用についての管轄に関する法規命令が制定された(BG Bl. I 2852)。ダブリン条約にもとづく手続と問題点については、佐藤以久子「EUにおける庇護申請手続一事前審査手続の基準(Dublin Procedures)」『法律時報』75巻2号、2003.2 p.72以下
- (4) 本間浩『欧米諸国における難民の取扱いとその問題点』〔外務省領事移住部査証室への報告書〕1977 pp. 40-44
- (5) BverfGE 56, S. 216 (236f). これに対して国連難民 高等弁務官事務所執行委員会は、「明らかに理由のな い」申請を排除する必要性を認めつつ、その排除基準 の運用に対する危惧の念を明らかにした。UNH-CRExCom., Conclusion No.30 (XXXIV) -1983-。
- (6) 庇護手続法にもとづいて特定されており、その付表 I および II によれば、フィンランド、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、スウェーデン、スイス、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、グァンビア、ガーナ、セネガル、スロバキアである。
- (7) Renner, Günter, *Ausländerrecht—Kommentar*, 7., Aufl. Verlag C.H.Beck, S. 492.
- (8) BVerfGE 94, 166.
- (9) BT-Drs. 12/2718 S.60f. なお、詳細は、Marx, Reinhard, *Kommentar zum Asylverfahrensgesetz*, Luchterhand 1999, SS. 49-50.
- (10) レンナー説は、中級職を審判官にしうることは相当性を欠いてもいないし組織上の違法性を生ずることにならない、と批判している。Renner, a.a.O., S. 492.

- (11) 冷戦後バルカン地域など各地で生じた民族対立を 原因とする内戦の下では、対立する民族の女性また は子供であるという理由で迫害を受ける事例が頻発 し、難民条約の難民の定義ではこのような事例に対 応できない、と国際会議等でしばしば指摘された。そ のことを踏まえて、未成立に終わっている移民法で は、迫害と認められる理由として、難民条約上の理由 の他に「性」という理由が加えられている。
- (12) このような者に与えられる庇護は、従来、Kleine Asyl といわれていた。Renner, a.a.O., S.260.
- (13) 期限についてのこのような段階的刻みについての

- 評価は、本間浩「ドイツにおける難民保護制度―難民 認定制度を中心にして | 『法律時報』 75巻 2 号、2003.2 p.79
- (14) Renner, a.a.O., S.487.
- (15) 行政裁判制度全体の仕組みについては、八木良一 『ドイツにおける行政裁判制度の研究』(司法研修所 編法曹会、2000

(ほんま ひろし・法政大学教授) (本稿は、調査及び立法考査局の委託による ものである)

ドイツ庇護手続法

Asylverfahrensgesetz (AsylVfG) Vom 27. Juli 1993, BGBl.I S.1361

本間 浩訳

(凡例)

- □この翻訳上、1997年改定法及び2002年のテロリズム対抗法に伴う改定法による改正部分も収録している。その個所には、参照の便宜のために<u>下線</u>を施すとともに、〔〕内に改定の年及びその他の注記を補っている。
- □この法律上に引用されている他の法律規定で条項番号が表示されているだけのものについては、 できるだけ、本稿末尾に掲げる注でその概要を紹介し、さらに根本的原則及び頻繁に引用される 原則に関わる規定については、参考法令規定として、その日本語訳を本稿末尾に掲げている。
- □ドイツ語の法文だけでは、意味が分かり難いものについては、〔〕内に説明を補っている。
- □とりわけ「在留」については、目的及び条件の違いによって、ドイツ語の法文では使い分けがな されているが、その日本語訳はすべて「在留」になってしまうので、その都度、説明語を補って いる。

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

- (1) この法律は、基本法第16a条第 1 項に基づいて「政治的に迫害される者としての保護」を求める外国人又は外国人法第51条第1項に掲げる「危険のおそれ」のある国への強制退去若しくはその他の送還からの保護を求める外国人に適用される。
- (2) この法律は、次の者には適用されない。
 - ① 連邦領域〔連邦法律公報(BGBL)第3 部分類番号243-1。1990年7月22日の法 律(BGBLI S.1353)によって改定。〕にお いて「無国籍者の法的地位に関する法律」 の意味における無国籍者
 - ② 1980年6月22日の「人道的援助活動の 枠内で受け入れられる難民のための措置 に関する法律」〔BGBl.I S.1057。1990年 7月22日法律(BGBl.I S.1354) によって 改定〕の意味における外国人

第2条 庇護有資格者の法的地位

- (1) 庇護有資格者(Asylberechtigte)は、1951 年7月28日の「難民の地位に関する条約」 〔収録法令集番号省略〕に基づく法的地位 を享有する。
- (2) 第1項に定める法的地位よりもいっそう 有利な法的地位を許与する法規は、第1項 に掲げる条約の規定によって影響を受けな いものとする。
- (3) ドイツ統一条約第3条に定める領域において領域編入実現時までに庇護を与えられていた外国人は、庇護有資格者と見なされる。

第3条 その他の「政治的に迫害される者」の 法的地位

外国人が国籍を有する国又は国籍喪失者として常居所を有する国において、外国人法第51条第1項に掲げる危険のおそれが当該外国人にあることを連邦難民認定庁又は裁判所が確認し、

その確認が確定する場合には、当該外国人は、 難民の法的地位に関する条約の意味における難 民となる。

第4条 庇護権決定の拘束力

庇護申請に対する審決は、外国人法第51条第 1項に定める要件の認定又は具備が法的に意味 を生ずるあらゆる事項について拘束力を有す る。ただし、この規定は、犯罪人引渡手続につ いては適用されないものとする。

第5条 連邦難民認定庁

- (1) 庇護申請については、連邦難民認定庁が 審決を下す。同庁は、この法律に基づき、 外国人法上の措置及び決定についても権限 を有するものとする。
- (2) 個々の庇護申請について、外国人法第51 条第1項に定める要件の具備如何に関する 確認を含めて、連邦難民認定庁の職員〔審 判官—筆者注〕が審決を下す。同職員は、 庇護申請に対する審決を下すという任務を 負うというかぎりで指図に拘束される。同 職員〔審判官〕は、少なくとも上級職格の 公務員又はそれに匹敵する職員でなければ ならない。また連邦内務省は連邦議会の同 意を得たうえで法規命令によって、中級職 格のベテラン(lebensalter)公務員の中か ら、適性、能力及び専門的業績を示し、か つ特別な職業的経験を具有している者を、 審判官として任命することができる。
- (3) 連邦内務省は、連邦難民認定庁長官を任命することができる。同長官は、庇護手続の組織的な秩序維持に配慮する。
- (4) 連邦難民認定庁は、最小限500の宿泊所を 抱える庇護希望者用中央受入れ施設ごとに 1出張所を設置しなければならない。同長 官は、州の同意を得て別の出張所を増設す ることができる。

(5) 連邦難民認定庁長官は、州の同意を得て、 出張所におけるその任務の遂行上必要なか ぎりにおいて、当該州の資材及び人材を自 由に活用することができる。

同長官の権限下におかれる職員は、連邦 難民認定庁の職員と同じ範囲内で同長官の 専門的指示に従う。細則は連邦と州の間の 行政取決めで定める。

第6条 連邦代理人

- (1) 連邦難民認定庁には、庇護問題担当連邦 代理人が出向する。
- (2) 連邦代理人は、連邦難民認定庁における 庇護手続、及び行政裁判管轄権を有する裁 判所における訴訟手続に参加することがで きる。同代理人には、意見表明の機会が与 えられる。同代理人は、連邦難民認定庁の 審決に対して提訴することができる。
- (3) 連邦代理人は、連邦内務大臣によって任 命され、又は罷免される。連邦代理人は、 裁判官職又は高位の上級行政公務員の資格 を有していなければならない。
- (4) 連邦代理人は、連邦内務大臣の指図に拘束される。

第7条 個人関係データの調査

- (1) この法律の施行を委ねられる当局は、この法律の施行の目的上、個人関係のデータを、同局の任務の遂行上必要とする限りにおいて調査することができる。
- (2) このデータの調査は、当該者の許で行う べきものとする。ただし、次のいずれかの 場合には、当該者の協力がない場合でも他 の公的機関、外国人局及び非公的機関の許 でそのデータの調査を行うことができる。
 - ① この法律又はその他の法規が個人関係 データの調査を定め、又はそのような調 査を必要不可欠な条件としている場合

- ② そのような調査が当該者の利益である こと、及び当該者が調査を知るとすれば その承諾を断るであろうという推測に何 らの根拠も存在しないことが明らかであ る場合
- ③ 当該者の協力が不十分であるか、又は 相当性を欠くほど費用支出を要すること になる場合
- ④ 遂行すべき任務がその性質上、他の個 人又は他の機関の許での調査を必要とす
- ⑤ そのような調査が当該者の申立に対す る検証上必要である場合

第2項第3号及び第4号については、当該者 の、優先されるべき保護価値を有する利益が損 なわれそうになることに対して手がかりがない 場合に限り、外国人局及び非公的機関の許で、 個人関係データを調査することができる。

第8条 個人関係データの伝達

- (1) 公的機関は、当該個人について知り得た 事情を、この法律の施行を委ねられる当局 に対して(第7条第1項に定める目的にも とづく)その要請により伝達する。ただし、 法律上の特段の使用原則又は当該個人の優 先されるべき保護価値を有する利益と抵触 する場合は、この限りでない。
- (2) 権限を有する当局は、連邦難民認定庁に 対して、正式の犯罪人引渡請求及び犯罪人 引渡請求の通知に伴う当該他国からの身柄 拘束の要請について、並びに当該外国人が 庇護申請を提出している場合には犯罪人引 渡手続の中止について、遅滞なく通知する。
- (3) この法律に基づいて収集された個人関係 データは、外国人法の施行の目的並びに庇 護希望者の健康管理及び扶養の目的のた め、刑事訴追上の措置のため並びに秩序違 反による訴追のための請求を受けた場合に

- は、そのいずれかを委託されている機関に 対し、その権限内にある任務の遂行に必要 な限りで伝達され、同機関がこれを加工し て利用することができる。連邦社会扶助法 及び庇護希望者給付法に基づく給付、医療 保険者及び災害保険者からの給付、又は失 業手当金若しくは失業扶助金のいずれかを 不正に入手したことに対する摘発及び訴追 のために必要な限りで、かつその不正な入 手についての実際上の手がかりがある場合 には、個人関係データを、社会法典第1巻 第35条第1項に定める機関に伝達し、同機 関がこれを加工して利用することができ る。その際、外国人法第77条第1項から第 3項までの原則が準用される。
- (4) その他の法規に基づく個人関係データの 伝達は影響を受けないものとする。

第9条 国連難民高等弁務官事務所

- (1) 外国人は、国連難民高等弁務官事務所に 相談することができる。
- (2) 連邦難民認定庁は、難民の法的地位に関 する条約第35条第1項に基づくその任務の 遂行のために、高等弁務官の要請があると きは同高等弁務官に対して、認定庁の審決 及びその理由付けを伝達する。
- (3) その他の申立、とりわけ、陳述された迫 害理由は、匿名の形である場合を除いて、 当該外国人自らが国連難民高等弁務官事務 所に相談した場合、又は当該外国人の同意 が他の方法において証明されている場合に のみ、伝達される。当該外国人が連邦領域 内にはもはや在留せず、外国人の保護利益 に抵触すると推定するだけの理由がない場 合には、当該外国人の同意は必要とされな
- (4) データは、伝達された目的でのみ使用さ れる。

第10条 送達規則

- (1) 当該外国人は、庇護手続期間中、連邦難 民認定庁その他の有権的当局及び提訴中の 裁判所からの通知が自らにいつでも到達す るように備えておかなければならない。と りわけ、その住所のいかなる変更も上記の 機関に遅滞なく届けなければならない。
- (2) 当該外国人が庇護手続のための代理人も 文書受領権者も指名しておらず、又はこれ らのいずれの者も送達を受けることができ ない場合には、当該外国人は、庇護申請又 はその通知によりその申請の際の機関に知 らされている最新の住所への送達その他の 様式の如何を問わない通知が自らに宛てら れたものとしなければならない。当該外国 人が居住し、又は居住を義務づけられてい る場合には、知り得た最近の住所が公的機 関に通知されているときに、上記の原則が 適用される。当該外国人は、第1文に掲げ る機関以外の機関からの一定の住所への送 達その他の様式を問わない通知が自ら宛て られたものとなるようにしなければならな い。その一定の住所とは、第1文及び第2 文に基づいて連邦難民認定庁からの送達そ の他の様式を問わない通知が自らに宛てら れたものとなるようにしなければならない 場合の住所とする。その送付文書が当該外 国人に到達しない場合、その送付が到達不 可能として戻されるときに限り、当該送達 の郵便局への委託を以って当該送付は効果 を生じるものとみなされる。
- (3) 両親若しくは親の一方がその未成年の未婚の子とともに、又は配偶者の双方が、同一の庇護手続を執っていて、かつ、第2項に基づいて家族構成員全員について同一の住所が確定している場合、これらの者について確定された決定及び通知は、同一の回答式決定(Bescheid)又は同一の通知にお

- いて合一的に扱われ、配偶者又は親の一方に送達することができる。その宛名には、満16歳に達しかつ決定又は通知のために特定されるすべての家族構成員の名前を明示する。決定又は通知のために、それが家族のうちの誰宛かについて明示されなければならない。
- (4) 送達その他の様式如何を問わない通知は、受入れ施設では、第2項に基づいて同受入れ施設の住所宛での送達その他の様式を問わない通知が自らに宛てられたものとしなければならないとされる当該外国人に宛てられる。郵便物発送及び配達に関して労働日毎の時間が、掲示によって知らされなければならない。送達その他の様式如何を問わない通知は、当該外国人への手渡しによって効果を生ずる。その他の場合、受入れ施設への手渡し後3日で、効果を生じたものと見なされる。
- (5) 代理人送達に関する法規は、影響を受けないものとする。
- (6) 送達が連邦領域外に及ばざるを得ない場合、送達は公示によるものとする。行政送達法第15条第2項、第3項、第5項第2文及び第3文並びに第6項の規定が適用される。
- (7) 当該外国人は申請提出の際、文書及び受領証において、この送達規定について注意の喚起を受ける。

第11条 異議申立の排除

この法律に基づく措置及び決定に対する異議申立は認められない。

第2章 庇護手続

第1節 一般的手続規則

第12条 未成年者の行為能力

(1) この法律に基づく手続上の行為を行う能

力は、満16歳以上の外国人にもあるものとする。ただし、民法典に基づいて行為無能力者とされる場合、又は手続に関する事柄上成人であることが留保されている事項及び当該者の同意を条件としている事項の場合は、この限りでない。

- (2) この法律の適用上当該外国人が未成年者 と見なされるか又は成人と見なされるか は、ドイツ連邦民法典によって決定する。 ただし、当該外国人の、本国法に基づいて 成人とされる行為能力及びその他の法律上 の行為能力は、上記の原則に影響されない ものとする。
- (3) 親の一方が連邦領域内に在留しておらず、又は連邦領域内でのその在留場所が知れない場合、庇護手続上、親の他方が16歳未満の子の代理人となる資格を有するものとする。ただし、後見裁判所の別段の決定がある場合は別とする。

第13条 庇護申請

- (1) 文書、口頭又は当該外国人の意思が表わされるその他の方法から、当該外国人が政治的迫害からの保護をドイツ領域内に求めていること又は外国人法第51条第1項にいう危険のおそれのある国への強制退去その他の送還からの保護をドイツ領域内に希求していることが察知される場合、庇護申請は行われたものとする。
- (2) いずれの庇護申請についても、庇護有資格者としての認定が、外国人法第51条第1項上の要件が存在することの確認とともに求められるものとする。ただし、当該外国人が庇護有資格者認定を明示的に否定する場合は、この限りでない。
- (3) 必要な入国文書を所持していない外国人は、国境で庇護を願い出なければならない。 無許可で入国した場合、遅滞なく受入れ施

設に庇護を願い出る(第22条)か、又は外国人局若しくは警察署の許に遅退なく願い出るのでなければならない(第19条)。

第14条 申請の提出

- (1) 庇護申請は、当該外国人の受入れに管轄 権を有する受入れ施設を統括する連邦難民 認定庁の出張所に提出する。
- (2) 次のいずれかの場合は、庇護申請は、連邦難民認定庁に提出する。
 - ① 当該外国人が期間総計数 6 月以上の在 留認可 (Aufenthaltsgenehmigung) を取 得している場合
 - ② 勾留その他の公権力的措置の下に置かれるか、又は病院、療養所、養生所若し くは児童養護院にいる場合
 - ③ 満16歳に達しておらず、かつその法律 上の代理人が収容施設に居住することを 義務づけられていない場合

外国人局は、その許に提出された申請書 を連邦難民認定庁に遅滞なく送付する。

- (3) 戦争又は内戦下から逃れる難民として外国人法第32 a 条に基づいて在留資格を取得している外国人は、庇護申請を提出することはできない。
- (4) 当該外国人が第2項第1文第2号に該当 する事例で、次のいずれかの状態にある場 合、庇護申請の提出は、強制退去の命令又 はその維持を妨げない。
 - ① 取調べのための拘束中
 - ② 刑罰による拘束中
 - ③ 外国人法第57条第1項に基づく事前拘束中
 - ④ 外国人法第57条第2項第1文第1号に 基づく退去強制を確実にするための拘束 中
 - ⑤ 外国人法第57条第2項第1文第2号か ら第5号までのいずれかに基づく退去強

制を確実にするための拘束中

当該外国人には、遅滞なく自らが選ぶ法律補佐人と連携を取る機会が与えられる。ただし、自ら弁護士による補佐を得るという確約を得ている場合は、別とする。退去強制のための拘束は、連邦難民認定庁の審決の送達で、かつ連邦難民認定庁での庇護申請の受理から遅くとも4週間で終わる。ただし、庇護申請が、顧慮されないもの、又は明らかに理由のないものとして却下される場合は、別とする。[1997年改定]

第15条 一般的協力義務

- (1) 当該外国人は、事実内容の解明に協力する義務を自ら負うものとする。当該外国人が代理人に自らを代理させる場合にも、同じ原則が適用される。
- (2) 当該外国人は、とくに次の事項に関して 義務を負う。
 - ① この法律の施行を委ねられる当局に対して必要な申立を、口頭で及び自らが要請する場合には文書によって行うこと。
 - ② 当該外国人に在留許可(Aufenthaltsgenehmigung)が与えられている場合、 連邦難民認定庁に遅滞なく通報するこ と。
 - ③ 特定の当局若しくは施設に自ら申し出るか若しくは出頭すべきである旨の法律上の規則又は当局の定める規則に従うこと。
 - ④ 当該外国人の旅券又は旅券代用書類 を、この法律の施行を委ねられる当局に 提出し、手渡し、及び預けること。
 - ⑤ あらゆる必要な文書及び所持している その他の書類を、この法律の施行を委ね られる当局に提出し、手渡し及び預ける こと。
 - ⑥ 有効な旅券又は旅券代用書類を所持し

- ていない場合は、身分証明書の作成に協力すること。
- ⑦ 法規上定められている鑑識業務上の措置を忍容すること。
- (3) 第2項第5号に基づく必要な文書及びその他の書類とは、とくに次のものをいう。
 - ① 旅券又は旅券代用書類その他、身分及 び国籍の確認に意義を有することになり うるすべての文書及び書類
 - ② 他国から発給された査証、在留許可証 その他の国境通行証
 - ③ 航空券その他の交通輸送券
 - ④ 本国から連邦領域への旅程及び必要と した輸送手段に関する書類並びに本国出 国後で連邦入域までの他国における滞在 に関する書類
 - ⑤ 当該外国人が論拠とするその他のあらゆる文書及び書類又は現行の庇護法上並びに外国人法上の決定及び措置(帰還の可能性の確認及びその実効性を含む。)において意義を有するその他の文書及び書類
- (4) この法律の施行を委ねられる当局は、当 該外国人が第2項第4号及び第5号に基く 義務に応ぜず、かつ当該者がそのような書 類を携帯しているとの根拠がある場合、当 該外国人をボディチェックして当該者の携 帯物を捜索することができる。当該者に対 するボディチェックは、同性の者によって 行われるのでなければならない。
 - (5) 庇護申請の撤回によっては、当該外国人 の協力義務は終了しない。

第16条 身元確認

(1) 庇護を願い出た外国人の身元は、鑑識業務上の措置によって確認される。ただし、 当該外国人が、<u>期限の付されていない在留</u> 許可(Aufenthaltsgenehmigung)を得てい <u>る場合、又は</u>〔2002年改定法により下線部 分を削除〕まだ満14歳に達していない場合 は、この限りでない。第1文に基づき、身 分証明用写真撮影及び手の指10本全部の指 紋採取に限り、これを行うことができる。

- (2) 鑑識業務上の措置〔2002年改定法では、 第1項に基づく措置に変更〕について権限 を有するのは、連邦難民認定庁並びに当該 外国人が庇護を願い出た先の第18条及び第 19条において掲げられる当局及び当該外国 人が申し出た受入れ施設である。
- (3) 第1項に基づいて採取された指紋を身元 確認の目的で利用することについて、連邦 検察庁は官庁間共助を享受する。同検察庁 が上記の目的のために同庁に保管されるこ とになった鑑識業務上の証拠書類を、その 任務の遂行上利用することもできる。連邦 検察庁は、第2項に掲げる当局に対して、 上記書類の保管理由を伝えなくともよい。 ただし、別段の法規により許容されない場 合はこの限りでない。
- (4) 第1項〔2002年改定により、<u>第1文及び</u> <u>第2文</u>を付加〕に基づいて採取された証拠 書類は、連邦検察庁が他の鑑識業務上の証 拠書類と区別して保管し、別の識別表示を 付するものとする。この原則は、個人関係 データの利用について準用する。
- (5) 特定の事実関係が、第1項に基づいて採取した証拠書類を利用するとすれば犯罪行為を解明することになるであろうという推定の根拠となる場合、又は上記の証拠書類の利用が公共の安全に対する重大な危険に対する防護に必要である場合にも、その証拠書類の利用は、身元の確認上又は証拠手段の添付として許容される。さらに、その証拠書類を、身元不明の者又は行方知れずになっている者の身元確認に利用することができる。

〔2002年改定により下線部分は次のように変更。第1項に基づいて採取した証拠書類の利用は、身元の確認上にも、又は刑事手続目的のための証拠の添付上若しくは危険に対する防護上にも許されるに変更〕

- (6) 第1項に基づいて採取された証拠書類は、次の場合に廃棄する。
 - ① 庇護有資格認定の確定後
 - ② 難民の法的地位に関する条約に基づく 旅行証明書の交付後
 - ③ 期限の付かない在留許可(Aufenthaltsgenehmigung) の付与後
 - ④ 入国拒否(第18条第2項)の場合又は送還(第18条第3項)の場合、3年後
 - ⑤ その他、庇護手続終了が確定してから 8年後

関係データは抹消するものとする。

〔2002年改定により、(6)は次のように変更。第1項に基づいて採取された証拠書類は庇護手続終了の確定から10年後に廃棄する。関連のデータも抹消する。〕

第17条 母国語等言語仲介者

- (1) 当該外国人がドイツ語に十分に精通していない場合、事情聴取には、当該外国人の母国語又は当該外国人が口頭で理解することができるその他の言語に訳す通訳者、翻訳者などの言語仲介者を、職権により加えることができる。
- (2) 当該外国人は、自らの費用負担で適切な言語仲介者を付けることができる。

第2節 庇護手続の開始

第18条 国境警備局の任務

(1) 国境越えの通行の警察権による管理を担当する当局(国境警備局)に庇護を願い出ている外国人は、爾後に、管轄権のある受入れ施設、又はそれが不明のときは最寄り

- の受入れ施設に遅滞なく、その申出を行わなけれればならない。
- (2) 次のいずれかの場合、外国人の入国は拒否される。
 - ① 当該者が安全な第三国(第26a条)から 入域した場合
 - ② 第27条第1項又は第2項の要件が明らかに存在する場合
 - ③ 当該の者が、ドイツ連邦共和国において量刑3年以上の自由刑に相当する特に重大な犯罪行為を理由とする有罪判決が確定しており、その出国から3年も経っていないという理由により、社会一般にとって危険を意味する場合
- (3) 当該外国人が、不法入国との直接的な時間上の繋がりがある時間帯において国境近辺の場所で国境警備局によって発見され、第2項の要件に該当する場合には、送還される。
- (4) 安全な第三国からの入域の場合でも、次 のいずれかの場合には入国拒否又は送還は 行われない。
 - ① ドイツ連邦共和国が、安全な第三国との国際条約に基づいて庇護手続の執行に管理(第10) 管轄権を有する場合
 - ② 連邦内務省が国際法上若しくは人道上 の理由から又は連邦共和国の政治的利益 を護るために、入国拒否又は送還の停止 を命じていた場合
- (5) 国境警備局は外国人に対して鑑識業務を行う。

第18a条 空路による入国の場合の手続

(1) 安全な本国(第29a条)からの外国人であって、空港経由で入国しようとして国境警備局に庇護を願い出た者については、庇護手続の間、空港内での宿泊が可能である場合又は常時の入院扱いの必要という理由

- のためにそこでの宿泊が不可能である場合 〔1997年改定による付加〕、入国についての 決定前に庇護手続を執行する。同じ原則は、 空港の国境警備局に庇護を願い出る外国人 であって、その際に有効な旅券又は旅券代 用書類によって身分証明を行わないものに も、適用される。当該外国人は、国境管理 〔空港内〕事務所に付置されている連邦難 民認定庁出張所に庇護申請を遅滞なく提出 するための機会を与えられる。当該外国人 に対する連邦難民認定庁の面接による事情 聴取は、遅滞なく行われなければならない。 事情聴取後遅滞なく、当該外国人は自らが 選ぶ法律補佐人と連絡をとる機会を与えら れる。ただし、当該外国人が自ら、すでに 弁護士の補佐人を確保している場合は、こ の限りでない。第18条第2項は影響されな いものとする。
- (2) 連邦難民認定庁が、庇護申請を明らかに 理由がないとして却下する場合、当該外国 人には念のため、入国するとすればその場 合には第34条及び第36条第1項に基づいて 退去強制が行われる旨、警告する。
- (3) 庇護申請が明らかに理由がないとして却下される場合、当該外国人の入国は拒否される。連邦難民認定庁によるこの決定は、国境警備局による入国拒否の決定とともに送達される。国境警備局は、管轄行政裁判所に対して、その決定の写し及び先行の連邦難民認定庁決定書を遅滞なく送付する。
- (4) 行政裁判所規則に基づく一時的な法的保護を求める申請は、連邦難民認定庁及び国境警備局の決定の送達後3日以内に提出しなければならない。その申請は国境警備局の許に提出される。国境警備局は当該外国人にその旨について告知する。その際、行政裁判所規則第58条が準用される。その申請に対する裁判所決定は書面で下される。

ただし、第36条第4項が適用される。その 申請が適時に提出された場合、裁判所の決 定の前に入国拒否が実施されてはならない (第36条第3項第9文)。

- (5) 第4項に基づくいかなる申請も、入国許可又は入国している場合には退去強制の警告に対して向けられるものとする。当該外国人に入国許可を与える裁判所の命令は、直ちに退去強制の中止としての効力を生ずる。
- (6) 次のいずれかの場合には、当該外国人に 対して入国を許可すべきものとする。
 - ① 連邦難民認定庁が国境警備局に対して、短期間には決定し難いことを伝達する場合
 - ② 連邦難民認定庁が庇護申請の提出後2 日以内にその申請について審決を下さな かった場合
 - ③ 裁判所が、第4項に基づく申請について14日以内に決定を下さなかった場合

第19条 外国人局及び警察の任務

- (1) 外国人局又は州警察に庇護を願い出た外国人は爾後、第14条第1項に該当する事例の場合には管轄権ある受入れ施設に、又はそれが知れないときは最寄りの受入れ施設に、遅滞なくその申し出を行う。
- (2) 外国人局及び警察は、当該外国人に対する鑑識業務(第16条第1項)を行う。
- (3) 安全な第三国から無許可で入国した外国 人については、受入れ施設に送致せずに外 国人法第61条第1項に基づいて当該第三国 に送還する。この場合には、外国人局は、 その送還実施の可能性を確認次第、送還を 命ずる。
- (4) 逮捕又は勾留に関する法規は、影響を受けないものとする。

第20条 受入れ施設への転送

- (1) 外国人を受入れ施設に送致する当局は、同施設にその送致を遅滞なく連絡する。
- (2) 当該外国人は、遅滞なくその送致に従うことを義務づけられる。

第21条 書類の保管及び再交付

- (1) 外国人を受入れ施設に送致する当局は、 第15条第2項及び第3項に掲げられている 保存中の書類を、遅滞なく同施設に送付す る。鑑識業務上の書類は添付すべきものと する。
- (2) 外国人がその受入れに権限を有する受入 れ施設に直接名乗り出た場合、同施設が書 類を保管する。
- (3) 当該外国人の受入れに権限を有する受入 れ施設は書類を、同施設に付置されている 連邦難民認定庁出張所に遅滞なく送付す る。
- (4) 当該外国人にはその要請により、保管されている書類の写しが手渡される。
- (5) 庇護手続の再執行又は在留終了措置の理由によって書類がもはや必要とされない場合、上記書類は当該外国人に再度手渡されることはないものとする。

第22条 申出義務

- (1) 庇護申請を連邦難民認定庁出張所に提出した外国人(第14条第1項)は、受入れ施設において面談による申立を行わなければならない。同出張所は当該外国人を、その受入れに権限を有する受入れ施設に受入れさせ、又はそこに送致する。送致する場合には、できるだけ当該外国人に対して鑑識業務を行う。
- (2) 州政府又はそれによって特定される機関は、第1項に基づく申立を一定の受入れ施設で行わなければならないと定めることが

- できる。第18条第1項及び第19条に該当す る事例の場合、当該外国人を、同規定に定 める受入れ施設に送致するものとする。
- (3) 他の州から転送されてきた外国人は、最 初に、特定された受入れ施設に出頭しなけ ればならない。当該外国人は、第1文に掲 げる特定受入れ施設に滞在中に鑑識業務を 受ける。〔1997年改定による追加〕

第22a条 庇護手続実施の引受け

国際条約による庇護手続実施引受けの対象と なっている外国人は、入国後遅滞なく庇護を願 い出た外国人と同等の地位に置かれる。当該外 国人は、連邦内務省又は同省によって特定され た機関が指定する機関に、入国後遅滞なく出頭 する義務を負う。

第3節 連邦難民認定庁における手続 第23条 連邦難民認定庁出張所での庇護申請

受入れ施設に収容される外国人は、遅滞なく 又は当該施設が定める期限までに、庇護申請提 出のために連邦難民認定庁出張所に出頭する義 務を負う。

第24条 連邦難民認定庁の義務

(1) 連邦難民認定庁は、当該事実の内容を解 明し、必要な証拠調べを行なう。当該外国 人から面接による事情聴取を行う。連邦難 民認定庁が当該外国人を庇護有資格者と認 定しようと思料する場合又は当該外国人が その申立によると、安全な第三国(第26a 条) から入域している場合、事情聴取は行 われないものとする。庇護申請が、連邦領 域内で出生した6歳未満の子どものために 提出され、当該事実の内容が両親又は両親 の一方の、手続上の記録の内容を根拠とす ることにより十分に解明される場合、事情 聴取は行われないものとする。

- (2) 庇護申請の提出後において、連邦難民認 完庁は、外国人法第53条に基づく強制退去 禁止事由があるかどうかについても審決を 下す義務を負う。
- (3) 連邦難民認定庁は、外国人局に対して、 取り扱った審決及び強制退去を停止させる ために当該外国人が申し立てる理由又はそ の他の認識可能な理由について、とりわけ 本国送環に要する文書入手の必要性につい て、遅滞なく通知する。

第25条 事情聴取

- (1) 当該外国人は、自ら政治的迫害のおそれ の根拠となる事実関係を提示し、必要な陳 述を行わなければならない。必要とされる 陳述には、その居住地、旅行経路、他国で の滞在、及びすでに他国若しくは連邦領域 内において難民認定を目的とする手続若し くは庇護手続を開始し、又は遂行中である かどうかについての陳述が、含まれる。
- (2) 当該外国人は、特定の国への強制退去又 は強制送還を妨げるその他のすべての事実 関係及び状況を陳述しなければならない。
- (3) 当該外国人の事後的な陳述は、仮にそれ を顧慮するとすれば連邦難民認定庁の審決 が遅滞することになる場合には顧慮しない ままとすることができる。当該外国人には、 上記の諸原則及び第36条第4項第3文の原 則について注意を喚起させる。
- (4) 受入れ施設に居住することを義務づけら れる外国人の場合、事情聴取は、庇護申請 提出との時間的関係次第によるものとす る。当該外国人及びその代理人の特別の召 喚は必要とされない。当該外国人に対して 1週間ほどで又は庇護申請提出後1週間内 に事情聴取の期日が通知される場合にも、 この原則が準用される。事情聴取が上記の 期日に行われない場合、遅滞なく当該外国

人及びその代理人に知らせるものとする。 当該外国人が、事情聴取に出頭せずそのこ とに対する十分な釈明もしない場合、連邦 難民認定庁は、当該外国人の非協力も考慮 される旨の、当事者出頭なしでの記録の原 状にもとづく決定(Entscheidung nach Aktenlage)を下す。

- (5) 受入れ施設に居住することを義務づけられない外国人については、当該外国人が事情聴取のための召喚に応ぜず、これについての十分な釈明もしない場合、面接による事情聴取は行われない。この場合に当該外国人には、文書による事情説明の機会が1月を限度とした期間内に与えられる。当該外国人がこの期間内に自ら説明しない場合、連邦難民認定庁は、当該外国人の非協力を評価に入れて当事者出頭なしでの記録の原状にもとづく決定を下す。その際には、第33条は影響を受けないものとする。
- (6) 事情聴取は公開されない。事情聴取には、連邦代理人、州代理人、国連難民高等弁務官事務所代理人又は欧州議会難民問題特別代表代理人としての証明を有する者が参加する。その他の者については、連邦難民認定庁長官又は同長官によって委任された者が、その出席を許可することができる。
- (7) 事情聴取においては、当該外国人の実質的な申立を含む記録が取られる。

第26条 家族の庇護

- (1) 庇護有資格者の配偶者は、次の場合に庇護有資格者として認定される。
 - ① 当該外国人の庇護有資格者としての認 定が確定しており [1997年改定による追加]、
 - ② その夫婦関係が、当該庇護有資格者が政治的迫害を受ける国においてすでに生じており、

- ③ 当該配偶者は、庇護申請を、庇護有資格者よりも前に若しくはそれと同時に又は入域後遅滞なく提出しており、かつ、
- ④ 庇護有資格者の認定が取り消されていない場合
- (2) 第1項第3号及び第4号は、庇護申請提出時点では当該庇護有資格者の未成年かつ未婚の子についても準用する。連邦領域内で庇護有資格者の認定後に生れた子は、出生後1年以内に庇護申請を提出するものとする。
- (3) 第2項は、第2項に基づいて庇護有資格 者として認定されている外国人の子には適 用しない。

第26a条 安全な第三国

(1) 基本法第16a条第2項第1文の意味における第三国(安全な第三国)から入域した外国人は、基本法第16a条第1項を援用することができない。そのような外国人は庇護有資格者と認定されない。

ただし、上記の第1文は、次のいずれかの場合には適用されない。

- ① 当該外国人が安全な第三国に入域した 時点で、ドイツ連邦共和国での在留許可 (Aufenthaltsgenehmigung)を取得し ている場合
- ② ドイツ連邦共和国が、当該の安全な第 三国との国際条約に基づいて庇護手続の 執行に管轄権を有する場合
- ③ 当該外国人を、この法律第18条第4項 第2号に基づく命令によって強制退去又 は強制送還をしてはならない場合
- (2) 安全な第三国とは、欧州共同体〔訳者注 一現行の欧州連合〕の構成国以外の、付表 【に掲げる国である。
- (3) 付表 I に掲げる国の一つにおいて、当該 国の法的又は政治的な諸関係における変革

が、基本法第16a条第2項第1文に定める 要件が存在しなくなっているとの推定を根 拠づける場合には、連邦政府は、連邦参議 院の同意なしに法規命令によって、当該国 はもはや安全な第三国と見なされないと決 定することができる。この命令は、その発 効後遅くとも6月で失効する。

第27条 その他の第三国における迫害からの安全

- (1) その他の第三国で政治的迫害からの安全が確保されている外国人は、庇護有資格者とは認定されない。
- (2) 当該外国人が、第26a条に掲げる安全な 第三国又はその他の安全な第三国によって 交付された「難民の法的地位に関する条約」 に基づく旅券を所持している場合、当該者 はその国において既に迫害からの安全が確 保されているものと推定される。
- (3) 当該外国人が、当該者について迫害のおそれのない他の第三国に、3月以上の長期間ドイツ連邦共和国の領域への入域前に滞在していた場合、当該の者は、その地で政治的迫害からの安全が確保されていたものと推定される。ただし、当該外国人が、政治的迫害のおそれがあるその他の国への強制退去が十分確実に排除されていなかったことを疎明する場合、上記の原則は適用されない。

第28条 本国逃亡後の後発的事情

政治的迫害の危険が、当該外国人の本国出国 後自らの決意により作り出した事情に基づいて いる場合には、当該外国人は原則として庇護有 資格者として認定されない。

ただし、その決意が確固としていて、本国で すでに知られていた活動上の確信と合致する場 合は、その限りでない。また特に、当該外国人 が、その年齢及び本国における成育の境遇により、確固とした確信も持てなかった場合には、 第1文は適用されない。

第29条 顧慮されない庇護申請

- (1) 当該外国人がすでにその他の第三国において政治的迫害から安全であり、かつ同国 又は政治的迫害から安全であるその他の国 に帰還することが可能であることが明らか である場合、庇護申請は顧慮されない。
- (2) 帰還が3月以内には可能ではない場合、 庇護手続は継続される。外国人局は、連邦 難民認定庁に対して、遅滞なく報告を行う。
- (3) 国際条約により、安全な第三国(第26a 条)である同条約の相手当事国が、庇護手 続の執行に管轄権を有する場合又はその権 限を受け入れる場合にも、庇護申請は顧慮 されないものとする。第26a条は影響を受 けないものとする。

第29a条 安全な出身国

- (1) 基本法第16a 条第 3 項第 1 文の意味の国 (安全な出身国)から出てきた外国人の庇 護申請は、明らかに理由がないものとして 却下される。ただし、当該外国人が申し立 てる事実関係又は証拠が、出身国における 一般的状況と異なって当該者については迫 害のおそれがあるという推定の根拠になる 場合は、その限りでない。
- (2) 安全な出身国とは、付表IIに掲げる国である。
- (3) 連邦政府は、付表IIに掲げる国の法的又は政治的状況における変革が、基本法第16 a条第3項第1文に定める要件が失われているとの推定を根拠づける場合には、同国はもはや安全な出身国に相当しない、と法規命令により連邦議会の同意なしに判定する。ただし、その法規命令は、その発効後、

遅くとも6月以内に失効する。

第30条 明らかに理由のない庇護申請

- (1) 庇護有資格者としての認定のための要件 及び外国人法第51条第1項上の要件のいず れもが明らかに存在しない場合、庇護申請 は明らかに理由がないものとする。
- (2) 当該外国人が、経済的理由のみから又は 一般的困窮状態若しくは戦闘を逃れる目的 でのみ連邦領域内に滞在していることが、 個別の事例における事情から明らかである 場合、当該庇護申請は、とりわけ明らかに 理由のないものとして却下されるものとす る。
- (3) 理由のない庇護申請は、次のいずれかの 場合には、明らかに理由がないものとして 却下されるものとする。
 - ① 当該外国人の陳述が、実質的な諸点において確証されず、自己矛盾を生じており、明らかに事実関係と一致せず、又は偽造証拠物若しくは改造証拠物に基づいている場合
 - ② 当該外国人が庇護手続上において、その身元若しくは国籍について偽り、又は その申告を拒否する場合
 - ③ 当該外国人が、他人の名義で別の庇護 申請を提出し、又は別に庇護希望を申し 出ている場合
 - ④ 当該外国人が、警告されている在留終 了措置を逃れる目的で庇護申請を提出し ている場合。この場合に、当該者におい て、庇護申請を提出するための十分な機 会が前もってあったのかどうかは、関わ りないものとする。
 - ⑤ 当該外国人が、第13条第3項第2文、 第15条第2項第3号から第5項までの規 定、又は第25条第1項に基づく協力義務 に対する甚だしい違反を生じた場合。た

- だし、当該者に対して協力義務違反が主 張されていなかった場合又は当該者にお いて協力義務の履行が重大な理由により 不可能であった場合は、この限りでない。
- ⑥ 外国人法第47条に基づいて、当該外国 人に対する退去強制が実施可能である場 合
- (4) 外国人法第51条第3項上の要件が存在する場合にも、庇護申請は明らかに理由がないものとして却下される。
- (5) 連邦難民認定庁に提出された申請は、その内容により第13条第1項の意味における 庇護申請として扱われない場合にも、明らかに理由がないものとして却下される。

第31条 庇護申請についての連邦難民認定庁の 審決

- (1) 連邦難民認定庁の審決は、文書によるものとする。審決は、理由書及び法的救済手段についての注意を喚起する文書を添付して、当事者に送達される。庇護申請が第26a条のみに基づいて却下される場合、その審決は、第34a条に基づく強制退去の警告とともに、当該外国人自身に送達される。上記の審決文書は、退去強制又は退去強制の実施について権限を有する当局によっても当該外国人に送達されることがある。当該外国人が代理人により代弁され又は文書受領権を有する者を指名している場合、この者に審決の写しが送達される。
- (2) 顧慮される庇護申請についての審決において、かつ、第30条第5項に従うことを条件として、外国人法第51条第1項上の要件の存否及び当該外国人の庇護有資格者としての認定不認定が、明示的に確認される。ただし、当該申請が外国人法第51条第1項の要件の存否確認にかぎられている場合、庇護有資格者としての認定不認定の確認は

行われない。

- (3) 第2項に該当する事例の場合及び顧慮されない庇護申請についての審決の場合、外国人法第53条に基づく強制退去禁止事由の存否が確認される。ただし、次の場合には、上記の確認は行われない。
 - ① 当該外国人が庇護有資格者として認定 される場合
 - ② 外国人法第51条第1項の要件の存在が 確認されている場合、又は、
 - ③ 庇護申請が第29条第3項に基づいて顧 慮されない場合
- (4) 庇護申請が第26a条に基づいてのみ却下される場合、安全な第三国からの入国の理由で当該外国人には庇護権が与えられないことのみが確認される。
- (5) 当該外国人が第26条に基づいて庇護有資格者と認定される場合、外国人法第51条第1項及び第53条についての確認は行われない。

第32条 申請撤回の場合の審決

庇護申請が撤回される場合、連邦難民認定庁はその審決において、庇護手続が停止されることを確定し、及び外国人法第53条に基づく強制退去禁止事由が存在するか否かを確認する。第33条に該当する事例の場合には、記録の原状に基づいて(nach Aktenlage)審決を下す。

第32 a 条 手続の休止

(1) 庇護申請提出後に外国人法第32a 条に基づく在留〔期限付き―筆者注〕許可

(Aufenthaltsbefugnis)を与えられている外国人の庇護手続は、当該者がその在留許可を保有している間、休止される。当該手続が休止されている間、当該者の法的地位が庇護手続法に基づいて確定されることはないものとする。

(2) 当該外国人が、第1項の〔期限付き〕在 留許可の終了後1か月以内に、庇護手続を 継続したい旨を連邦難民認定庁に通知しな い場合、当該申請は取り消されたものと見 なされる。

第33条 手続進捗への非協力

- (1) 当該外国人が、連邦難民認定庁の要請にもかかわらず1か月以上手続の進捗に協力しない場合には、当該庇護申請は、取り消されたものとみなされる。連邦難民認定庁は、その要請において、第1文に基づいて生ずる結果について当該外国人に対して注意を喚起しなければならない。
- (2) 当該外国人が庇護手続の間にその出身国 に旅行している場合にも、当該庇護申請は、 取り消されたものとみなす。
- (3) 当該外国人が庇護手続期間中に出身国に 旅行しており、それゆえにその庇護申請が 第2項に基づいてされたものとみなされる ことがその入国の際に確認される場合、当 該者は、国境において帰還させられる。そ の際、第32条に基づく連邦難民認定庁の審 決は、必要とされない。外国人法第51条第 1項、第53条第1項、第2項及び第4項、 第57条並びに第60条第4項は、準用される。 〔1997年改定により追加〕

第4節 在留の終了

第34条 退去強制の警告

- (1) 連邦難民認定庁は、当該外国人が庇護有 資格者として承認されず、またいかなる在 留許可 (Aufenthaltsgenehmigung) も取得 していない場合、外国人法第50条及び第51 条第 4 項に基づいて退去強制の警告を発令 する。
- (2) 退去強制の警告は、庇護申請についての 審決と結びつけて行うものとする。

第34a条 安全な第三国への退去強制の警告

- (1) 外国人を安全な第三国(第26a条)に強制 退去すべき場合、連邦難民認定庁は、退去 強制が可能であることを確認した後、直ち に同国への退去を命ずる。当該外国人が庇 護申請を外国人法第51条第1項上の要件の 確認に限定し、又は連邦難民認定庁の審決 以前に当該申請を取り下げた場合にも、上 記の原則が適用される。この場合には、事 前の警告及び期間の設定は必要とされな
- (2) 安全な第三国への強制送還については、 行政裁判所規則第80条又は第123条に基づ く延期は認められない。

第35条 庇護申請が顧慮されない場合の強制退 去の警告

第29条第1項に該当する事例の場合、連邦難 民認定庁は、当該外国人に対して、当該者につ いて迫害から安全な国へ退去強制することを警 告する。第29条第3項第1文に該当する事例の 場合、同庁は、別の条約当事国への退去強制を 警告する。

第36条 顧慮されない場合又は明らかに理由がない場合の退去手続

- (1) 庇護申請が顧慮されない場合及び当該申 請が明らかに理由がない場合、当該外国人 に付与される出国期限は1週間とする。
- (2) 連邦難民認定庁は、当該者に対して、審決の送達とともに、庇護関係記録の内容の写しを送付する。行政上の経緯は、送達の証明を付して管轄行政裁判所に遅滞なく通知される。
- (3) 〔第1文〕退去強制に対する行政裁判所 規則第80条第5項に基づく申請は、退去強 制の警告の告知後1週間以内に提出しなけ ればならず、その申請には、連邦難民認定

庁の審決が添付されなければならない。

〔第2文〕当該外国人は、その旨について 注意の喚起を受ける。

〔第3文〕その際、行政裁判所規則第58条 が進用される。

〔第4文〕裁判所の決定は、書面で下され、 併行して訴訟での口頭審理を行うことは、 許されない。

〔第5文〕裁判所の決定は、第1項に定める期間の経過後1週間以内に下されなければならない。

〔第6文〕行政裁判所の裁判部は、第5文 に定める期間を、適宜、さらに1週間延長 することができる。

〔第7文〕2度目の再延長は、とくに裁判 所の非常な負担のために先の順番の決定を 下すことができない場合のような重大な理 由がある場合にのみ許される。

〔第8文〕その申請の提出が適時に行われている場合には、裁判所の決定前に退去強制を行うことは許されない。

〔第9文〕裁判所の決定は、裁判部記録課 の完全な決定番号の記入がある場合に公表 される。

(4) 退去強制の中止は、着手された行政行為の合法性に重大な疑いがある場合にのみ命じることが許される。当事者が提示しなかった事実関係及び証拠物件は、考慮に入れないままとする。ただし、それが司法的に認知されており、又は周知のことである場合は、この限りでない。第25条第3項に基づいて行政手続上顧慮しないままとされる〔事後的な一訳者注〕陳述は、第25条第2項の意味における事実関係及び状況であって当該外国人が行政手続上陳述しなかったものと同様に、それを考慮に入れるとすれば決定が遅れることになる場合、裁判所はそれを考慮に入れないままとするこ

とができる。

第37条 前条第3項上の申請が裁判所決定によって容認される場合の手続の続行

- (1) 当該申請を「顧慮されない」ものとする という連邦難民認定庁の審決及び退去強制 の警告は、行政裁判所が行政裁判所規則第 80条第5項に基づく申請を容認する場合に は、無効となる。連邦難民認定庁は、庇護 手続を続行しなければならない。
- (2) 「明らかに理由がない」として却下された庇護申請の事例の場合に、行政裁判所が行政裁判所規則第80条第5項に基づく申請を容認する場合、庇護手続終了の確定後1月という出国猶予期間は終了する。
- (3) 行政裁判所の決定を理由として、退去強制の警告の際に掲げられた国の一つへの強制退去が実施可能である場合、第1項及び第2項は適用されない。

第38条 その他の理由による庇護資格否認又は 庇護申請撤回の場合の出国期限

- (1) 連邦難民認定庁が当該外国人を庇護有資格者と認定しないその他の場合、当該外国人に付与される出国期限は1月とする。訴訟提起の場合には、出国期限は、庇護手続終了の確定後1月とする。
- (2) 庇護申請が連邦難民認定庁の審決前に撤回される場合、当該外国人に付与される出 国期限は1週間とする。
- (3) 庇護申請又は訴訟を撤回する場合、当該 外国人がその自由意思によって出国する用 意がある旨を明らかにするときは、当該者 に対しその出国期限を3月まで譲歩するこ とができる。

第39条 不認定後の退去強制の警告

(1) 行政裁判所が認定を却下した場合、連邦

- 難民認定庁は、同判決の確定後遅滞なく退去強制の警告を発する。当該外国人に付与される出国期限は1月とする。
- (2) 連邦難民認定庁は、認定却下の審決において、外国人法第53条に基づく強制退去禁止要件の存否について確認していなかった場合、あらためてその確認を行う。

第40条 外国人局への通知

- (1) 連邦難民認定庁は、当該外国人が在留していた地区の管轄外国人局に対して、遅滞なく実施可能になっている退去強制の警告を通知し、強制退去に必要な書類の全てを渡す。行政裁判所が当該国への強制退去に関してのみ、外国人法第53条に基づく強制退去禁止事由を理由とする訴訟による延期の効果を命じており、かつ連邦難民認定庁が庇護手続を続行しない場合にも、同じ原則が適用される。
- (2) 行政裁判所が、第38条第2項及び第39条 に該当する事例に関して、退去強制の警告 に対する訴訟による延期の効果を命ずる場 合には、連邦難民認定庁は、遅滞なく外国 人局に通知する。
- (3) 連邦難民認定庁が当該外国人に強制退去 令(第34条 a)を送達した場合、連邦難民認 定庁は、その送達について遅滞なく退去強 制に権限を有する当局に通知する。

第41条 退去強制停止の法的忍容(Duldung)

(1) 連邦難民認定庁又は裁判所が外国人法第53条第6項に基づく退去強制禁止事由の存在を確認した場合、当該国への退去強制は、3月の期間停止される。この期間の開始は、行政裁判所規則第80条第5項に基づく申請又は訴訟提起の事例においては裁判所決定の確定性の開始を伴い、その他の場合においては連邦難民認定庁審決の確定性の開始

を伴う。

(2) 外国人局は、退去強制停止を撤回するこ とができる。同局は、3月の期間の満了後 の法的忍容の許与について決定することが できる。

第42条 外国人法上の決定の外国人局に対する 拘束力

外国人局は、外国人法第53条に基づく強制退 去禁止事由の存在についての連邦難民認定庁の 審決又は行政裁判所の判決に拘束される。外国 人法第53条第3項に基づく強制退去禁止のその 後の開始又は消滅については、外国人庁が決定 する。その際、連邦難民認定庁の審決破棄は、 必要としないものとする。

第43条 退去強制の執行可能性及びその停止

- (1) 当該外国人が在留許可 (Aufenthaltsgenehmigung)を得ている場合、この法律 に基づいて執行可能な退去強制の警告は、 当該外国人が外国人法第42条第2項第2号 に基づいても出国を実行可能なものとして 義務づけられる場合にはじめて、執行する ことができるものとする。
- (2) 当該外国人が、有効期間総数6月以上の 在留許可延長を申請していた場合には、退 去強制の警告は、その申請の却下によりは じめて執行可能となる。その他の場合にお いては、外国人法第69条は退去強制の妨げ にならないものとする。
- (3) 配偶者のいずれか又は親及びその未成年 の未婚の子が、入国と同時に、又は場合に よっては入国のときから遅滞なく、庇護申 請を提出している場合、外国人局は、同家 族全体での出国を可能にするために、外国 人法第55条第4項を別にしても退去強制を 一時的に停止すべきものとする。

第43a条 連邦難民認定庁による強制退去の停 止

- (1) 当該外国人が受入れ施設に居住すること を義務づけられているかぎり、在留許可 (Aufenthaltsgenehmigung) は付与され ない。在留許可の付与又はその延長を求め る申請は許されない。
- (2) 当該外国人が受入れ施設に居住すること を義務づけられているかぎり、外国人法第 54条及び第55条第3項の規定は、当該者に ついて適用されないものとする。
- (3) 連邦内務省は、国際法上若しくは人道上 の理由から又はドイツ連邦共和国の政治的 利益を護るために、当該外国人の強制退去 を最長6月間停止することを命ずることが できる。その際、外国人法第54条第2文の 規定は適用しない。連邦難民認定庁は、こ の命令に従って退去強制を停止する。
- (4) 当該外国人が受入れ施設に居住すること を義務づけられている場合であって、連邦 難民認定庁が退去強制を事実上不可能と思 料するとき、又は第43条第3項に基づく退 去強制の一時的停止の理由があるときは、 連邦難民認定庁は退去強制を一時的に停止 する。
- (5) 当該外国人が受入れ施設での居住をもは や義務づけられなくなったときに、直ちに 退去強制の停止を撤回するかどうか及び強 制退去停止の忍容を再度認めるかどうかに ついては、外国人局が決定する。

第43 b 条 旅券の入手

受入れ施設に居住することを義務づけられる 外国人のために、連邦内務省又は同省が特定す る機関は、公的支援の手を借りて本国帰国用旅 券の入手について配慮する。できるだけ早い時 点で必要な措置を執るものとする。

第3章 宿泊及び庇護希望者の人数分配

第44条 受入れ施設の設立及び維持

- (1) 州は、庇護希望者の宿泊について、そのために必要な受入れ施設を設置し、及び運営し、並びに庇護希望者の宿泊所への1月当り入所者数を単位として、かつそれぞれの州の受入れ枠に応じて算定される必要な数の宿泊所を用意するよう、義務づけられる
- (2) 連邦内務省又は同省指定の機関は、州に対して、月毎に、庇護希望者の入所数、予測される進展及び宿泊所必要数の予測を通知する。
- (3) 社会法典(1990年6月26日の法律 BGBI. 第1部1163頁)第8巻第45条は、受入れ施 設には適用されない。

第45条 受入れ枠

州は、各州毎の庇護希望者の受入れ比率(受 入れ枠)を、取決めによって確定する。この取 決めの成立までは又はその取決め不成立の場合 には、受入れ枠は以下の比率によるものとする。

バーデン=ヴユルテンブルク	12.2
バイエルン	14.0
ベルリン	2.2
ブランデルブルク	3.5
ブレーメン	1.0
ハンブルク	2.6
ヘッセン	7.4
メクレンブルク=フォァポンメルン	2.7
ニーダーザクセン	9.3
ノルトライン=ヴェストファーレン	22.4
ラインラント=プファルツ	4.7
ザールラント	1.4
ザクセン	6.5
ザクセン=アンハルト	4.0
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン	2.8

第46条 管轄受入れ施設の特定

- (1) 外国人が申し込んだ受入れ施設が、第45 条に基づく受入れ比率の枠内で空いている 宿泊場所を自由に確保でき、かつ、その場 所に付置されている連邦難民認定庁出張所 が当該外国人により提出される本国からの 庇護を求める申請を処理する場合には、そ の受入れ施設が、当該外国人の受入れにつ いて管轄権を有するものとする。この条件 が存在しない場合には、第2項に基づいて 特定される受入れ施設が、当該外国人の受 入れに管轄権を有するものとする。
- (2) 連邦内務省が特定する中央庇護希望者配 分機関は、受入れ施設の一つから受入れの 働きかけがあった場合に、同施設を当該外 国人の受入れに権限を有すべき受入れ施設 に指定する。その指定については、第45条 に基づく受入れ比率が決定基準となる。そ の比率の枠内において、空いている宿泊場 所の選択、さらには当該外国人の本国に関 しての管轄連邦難民認定庁出張所による調 査の可能性が生ずるものとする。その次に、 考慮に入る複数の受入れ施設の中から、最 寄りの施設が、管轄権を有するものとして 指定される。
- (3) 受入れの働きかけを行った受入れ施設は、中央庇護希望者配分機関に対して、当該外国人の移動前の州から受ける情報に基づいて当該外国人の人数のみを通知する。 配偶者、両親及び未成年の未婚の子は、グループとして申し出なければならない。
- (4) 州は、中央配分機関が、常時、管轄受入 れ施設の特定に必要な情報、とりわけ各受 入れ施設の入出所者数、施設在籍者数状況 及び宿泊場所の空き状況について情報の提 供を受けるよう、確保する。

(5) 州政府又は同政府が特定する機関は、州 が受入れ比率に基づいて受入れを義務づけ られるものの、受入れ施設内には宿泊場所 の空きを利用することができない場合、中 央配分機関を管轄受入れ施設に指名する。

第47条 受入れ施設内における居住

- (1) 庇護申請を連邦難民庁出張所に提出すべ き (第14条第1項) 外国人は、6週間まで、 ただし3月間を最長限度として、その受入 れに管轄権を有する受入れ施設に居住する ことを義務づけられる。第14条第2項第2 号に該当する事例の場合であって、同規定 上の要件が連邦難民認定庁の審決前に消滅 しているときは、上記の原則が適用される。
- (2) 未成年で未婚の子の親が受入れ施設に居 住するよう義務づけられている場合、その 子は庇護申請を提出していないときでも受 入れ施設に居住することができる。
- (3) 受入れ施設での居住が義務づけられる期 間、当該外国人は、権限を有する当局及び 管轄権を有する裁判所に出頭することがで きるようにしておかなければならない。

第48条 収容施設に居住する義務の終了

受入れ施設に居住する義務は、次のいずれか の場合には3月間が経過する前に終了する。

- ① 当該外国人が他の場所又は他の施設に 居住することが義務づけられている場合
- ② 庇護有資格者としての認定が確定する 場合
- ③ 庇護申請提出後、連邦領域内における 婚約締結 (Eheschließung) によって、外 国人法に基づく在留許可 (Aufenthaltsgenehmigung) の付与を請求するための 要件が充足される場合

第49条 収容施設からの退去

- (1) 受入れ施設に居住する義務は、退去強制 の警告が確定したものの退去強制が短期間 では可能ではない場合でも、又は当該外国 人に、外国人法第32a条第1項及び第2項 に基づいて〔期限付き〕在留許可(Aufenthaltsbefugnis) が付与される場合にも、終 了する。
- (2) 上記の居住義務は、公衆衛生上の理由、 公共の安全又は秩序上の理由、その他やむ を得ない理由から、終了せしめることがで きる。

第50条 州内での収容者分配

- (1) 連邦難民認定庁が管轄州当局に次のいず れかのことを通知する場合には、当該外国 人は、遅滞なく受入れ施設から出て同州内 での宿泊所への配分に服さなければならな 12
 - ① 当該庇護申請が顧慮されないか又は明 らかに理由がないというのではなく、か つ、外国人法第53条に基づく強制退去禁 止事由が当該外国人自身、その配偶者又 はその未成年の未婚の子について存在す るかどうかということを決定することが できないか又は短期間には決定すること ができそうにない場合
 - ② 行政裁判所が連邦難民認定庁の審決に 対する訴訟に関して延期の効果を命じる 場合
 - ③ 連邦代理人が当該外国人に対する認定 に対して訴訟を提起する場合

当該外国人が、その他の理由から受入れ 施設に居住する義務をもはや負わない場合 にも、庇護希望者配分を行うことができる。

(2) 州政府又は同政府が特定する機関は、法 規命令によって配分を定める権限を有す る。ただし、州法に別段の定めがあるとき はこの限りでない。

- (3) 管轄権を有する州当局は、労働日3日の時間帯のなかで、連邦難民認定庁に対して、 当該外国人が配分に基づいて居住しなけれ ばならない外国人局の管轄地区を通知する。
- (4) 管轄権を有する州当局は、居住地指定の 決定を発令する。その指定決定の発令は、 文書によるものとし、かつ法的救済手段の 教示を備えるべきものとする。それに理由 を付する必要はない。当該外国人に対する 事情聴取は必要とされない。指定の際、配 偶者及びその18歳未満の子との世帯(Haushaltsgemeinschaft) が考慮される。
- (5) 指定の決定は、当該外国人本人に送達される。当該外国人が代理人によって代理され、又は文書受領権委任者を指名している場合、当該指定決定の写しがこれらの者にも送られる。
- (6) 当該外国人は、遅滞なく、指定命令のなかに表示されている機関に赴かなければならない。

第51条 他州に及ぶ収容者分配

- (1) 当該外国人が受入れ施設に居住することを義務づけられず、又はもはや義務づけられていない場合、当該外国人の配偶者及び未成年であって未婚の子から成る家庭共同体又は同程度の重要性を有するその他の人道上の理由は、他州に及ぶ収容者分配においても考慮される。
- (2) 第1項に基づく分配は、在留地変更についての外国人による申請の結果として行われる。その申請については、新たな在留の申請を受けた州の権限ある当局が決定する。

第52条 受入れ枠への算入

第45条に基づく受入れ枠に、第14条第2項第

3号に該当する事例の場合の庇護希望者又は第 51条に該当する事例の場合の庇護希望者受入れ も、算入される。

第53条 市町村宿泊所における宿泊

- (1) 庇護申請を提出した外国人であって、受入れ施設での居住を義務づけられないか、 又はもはや義務づけられていない者は、原 則として市町村宿泊所に宿泊しなければならない。その際、公共の利益と、同様に当 該外国人の利益にも考慮すべきものとする。
- (2) 市町村宿泊所での居住の義務は、連邦難 民認定庁が当該外国人を庇護有資格者とし て認定した場合又は裁判所が連邦難民認定 庁に対して庇護有資格の認定について義務 づけた場合には終了する。又、法的救済手 段に訴えられた場合であって、当該外国人 によって他の宿泊所の証明がなされ、かつ、 それに伴って公的機関の側に多額の費用が 生ずることがない場合に限り、上記の居住 義務は終了する。連邦難民認定庁又は裁判 所が、外国人法第51条第1項上の要件が存 在することを確認した場合にも、同じ原則 が適用される。第1文及び第2文に該当す る事例の場合、当該外国人の配偶者及び未 成年の未婚の子についても、上記の義務は 終了する。
- (3) 第44条第3項は準用される。

第54条 連邦難民認定庁への通知

当該外国人が在留すべき地区の外国人局は、 次の事項を連邦難民認定庁に遅滞なく通知する。

- ① 当該外国人の宛名であって、呼び出し 可能なもの
- ② 滞在調査書の写し

96 外国の立法 216 (2003.5)

第4章 在留の権利

第1節 庇護手続期間特別在留 第55条 〔<u>庇護手続期間</u>特別〕在留許可 (Aufenthaltsgestattung)

- (1) 庇護を申請する外国人には、庇護手続の遂行のために連邦領域における在留が〔暫定的かつ特別に一筆者注〕許可される〔底護手続期間特別〕在留許可〕。ただし、当該者が特定の州又は特定の場所に在留することを求める請求権は認められない。安全な第三国からの不法入国の場合、当該外国人は庇護申請の提出によって在留暫定許可を取得する。
- (2) 庇護申請の提出によって、在留許可 (Aufenthaltsgenehmigung) の必要性の 免除、有効総期間 6 月までの在留許可並び に外国人法第69条第 2 項及び第 3 項に定める在留許可申請の効力は、消滅する。当該 外国人が有効総期間 6 月以上の在留許可を 得ていて、その延長を申請する場合、外国人法第69条第 3 項は影響を受けないものとする。
- (3) 権利の取得若しくは行使又は優遇措置が、連邦領域内での在留期間次第によるとされる場合、第1項に基づく在留の期間は、 当該外国人に対する庇護認定が確定した場合にのみ、算定される。

第56条 〔庇護手続期間特別〕在留許可通用地 域の限定

(1) 〔庇護手続期間特別〕在留許可の適用地域の範囲は、当該外国人の受入れについて権限を有する受入れ施設がある外国人局管轄地区に限るものとする。第14条第2項第1文の該当する事例の場合には、〔庇護手続期間特別〕在留暫定許可の通用地域範囲は、当該外国人が在留している外国人当局管轄

地区に限るものとする。

(2) 当該外国人が別の外国人局管轄地区に在留すべき義務がある場合は、〔庇護手続期間〕在留暫定許可の通用地域範囲は、その管轄地区に限るものとする。

第57条 受入れ施設のある[庇護手続期間特別] 在留許可通用地域の外への外出

- (1) 連邦難民認定庁は、受入れ施設に居住する義務のある外国人に対して、やむをえない理由により〔庇護手続間特別〕在留許可通用地域の外に出て行くことが必要である場合には、その地域外への外出を許可することができる。
- (2) 代理人、国連難民高等弁務官事務所及び 難民支援機関の許に赴く期日を守るために は、許可は、遅滞なく与えられなければな らない。
- (3) 当該外国人は、その出頭が必要とされる 当局又は裁判所の許に赴く期日を守るため の通用地域外への外出には、許可は必要と されない。ただし、当該者は、その期日を 収容施設及び連邦難民認定庁に届けておか なければならない。

第58条 指定在留地域からの退去

(1) 外国人局は、受入れ施設での居住を義務 づけられないか又はもはや義務づけられて いない外国人に対して、差し迫る公共の利 益があるか若しくはやむを得ない理由から 必要とされる場合、若しくは許可しないと すればそのことが不当に過酷な負担を意味 すると思料される場合には、〔庇護手続特 別〕在留許可の有効な地域範囲を一時的に 離れ、又は当該外国人局管轄地区に隣接す る地区での一般的在留を許可することがで きる。その許可には、一般的在留の許可権 を有する管轄地区外国人局の同意が必要と される。

- (2) 代理人、国連難民高等弁務官事務所又は 難民支援機関の許に出頭すべき期限を当該 外国人に順守させるために、指定在留地か らの退去について許可を与えなければなら ない。
- (3) 出頭が必要とされる当局及び裁判所の許へ出頭する期日を当該外国人が順守するためである場合には、許可を必要としない。
- (4) 当該外国人について連邦難民認定庁が庇護有資格者として認定し、又は裁判所が連邦難民認定庁にその認定を義務づけたときには、その判決がまだ未確定の場合であっても、当該外国人は、〔庇護手続期間特別〕 在留許可の通用する地域を、許可なしで一時的に離れることができる。連邦難民認定庁若しくは裁判所が外国人法第51条第1項上の要件の存在を確認した場合、又は当該外国人の強制送還がその他の法的な若しくは事実上の理由から永続的に禁止される場合にも、同じ原則が適用される。第1文の原則は、当該外国人の配偶者及び未成年かつ未婚の子の場合についても準用される。
- (5) 郡又は郡に帰属する市町村を管轄する外 国人局は、同郡全域について一時的に在留 する一般的許可を当該外国人に与えること ができる。
- (6) 場所上の諸事情を考慮に入れるために、 州政府は、その法規命令によって、外国人 が許可なしに一時的に複数の外国人局管轄 地域を包括する区域に在留することができ る旨定めることができる。

第59条 前条による退去の強制執行

(1) 外国人法第36条に基づいて在留地区を去る義務は、必要な場合、警告なしでも直接、強制によって履行させることができる。その際、旅程及び輸送手段を指図するものと

する。

- (2) 在留地区を去る義務が当該外国人の自由 意思によっては履行されることが保証され ない場合その他その義務を履行するとすれ ばそのことが非常な困難を生じ、又は危険 を生ずる場合、当該外国人は拘束され、か つ在留地区からの退去義務の履行強制を目 的とする裁判所の命令に基づいて勾留され る。
- (3) 第1項及び第2項に基づく措置について 権限を有するのは、次のいずれかの機関で ある。
 - ① 州警察
 - ② 当該外国人が庇護を願い出た国境警備局
 - ③ 当該外国人が在留していた地区の外国 人局
 - ④ 当該外国人が申し出た受入れ施設
 - ⑤ 当該外国人が収容された受入れ施設

第60条 〔庇護手続期間特別〕在留許可への付 帯的条件

- (1) 〔庇護手続期間特別〕在留許可に条件を付することができる。
- (2) 受入れ施設に居住することを義務づけられず、又はもはやその居住義務のなくなった外国人は、次のことを義務づけられる。
 - ① 特定の市町村又は特定の宿泊所に居住すること。
 - ② 特定の市町村又は特定の宿泊所に引越 し、そこに居住すること。
 - ③ 同じ州内の他の外国人局管轄地区に滞 在し、居住すること。

第1文第2号の規定に該当する事例の場合が6月以上に及ぶときは、当該外国人に対する事情聴取が行われる。当該外国人又は弁護人であるその代理人が、予定されて

いる宿泊所に来るまでの2週間内に意見表明を行う機会があった場合には、事情聴取は行われたものとする。事情聴取が,優越的に認めるに値する(zwingend)公共の利益に反する場合、その事情聴取は行われない。

(3) 第1項及び第2項に基づく措置について 権限を有するのは、その滞在が限定される 地区の管轄外国人局である。

第61条 職業活動

- (1) 受入れ施設に居住するべき義務を課されている間、当該外国人は、いかなる職業にも就いてはならない。
- (2) 連邦難民認定庁が当該外国人を庇護有資格者として認定したとき又は裁判所が連邦難民認定庁に対して庇護有資格認定を義務づけたときは、その審決又は判決がまだ確定的になっていない場合であっても、非自営の職業に就くことは禁じられない。

第62条 健康検診

- (1) 受入れ施設又は共同住宅に居住しなければならない外国人は、伝染性の病気に対する医師による検診を、X線撮影を含めて受けなければならない。州の健康管理最上級当局又はそれが指定する機関は、検診の範囲及び検診実施にあたる医師を特定する。
- (2) 検診の結果は、当該宿泊施設を管轄する 当局に通知される。

第63条 〔庇護手続期間特別〕在留暫定許可証 明書

(1) 当該外国人が在留許可(Aufenthaltsgenehmigung)を所持していない場合には、当該外国人には、庇護申請提出後、〔庇護手続期間特別〕在留許可についての身元表示及び写真付き証明書が交付される。

- (2) 証明書には期限が付せられる。当該外国 人が受入れ施設に居住することを義務づけ られている場合、その期限は最長3月とし、 その他の場合には、6月とする。
- (3) 当該外国人が受入れ施設に居住することを義務づけられている場合、〔庇護手続期間特別〕在留許可証明書の交付について権限を有するのは、連邦難民認定庁とする。その他の場合、〔庇護手続期間特別〕在留許可上限定されている地区を管轄する外国人局が権限を有する。場所の限定についての付帯条件及び変更は、当該者の居住場所について権限を有していた当局も書き留めておくことができる。
- (4) 〔庇護手続期間特別〕在留許可証明書は、 その許可が消滅するときに回収される。 〔2002年改定により次の条文付加。(5) そ の他の事項については外国人法第56a 条が 準用される。〕

第64条 身元証明義務に対する充足

- (1) 当該外国人は、庇護手続期間中について は、〔庇護手続期間特別〕在留許可証明書に よってその身元証明義務を充足するものと する。
- (2) 〔庇護手続期間特別〕在留許可は、国境 越えについては効力を生じないものとす る。

第65条 旅券の返却

- (1) 旅券又は旅券代用書類が庇護手続を執行し続けるうえで必要とされず、かつ当該外国人が在留許可を有し、又は外国人局が他の法律規定に基づいて在留許可を当該者に付与する場合、旅券又は旅券代用書類は、当該外国人が庇護申請を提出した後返却される。
- (2) 第58条第1項に該当する事例の場合の旅

行のため又は当該外国人の旅行有効期間延 長若しくはその旅行の準備のために、旅券 又は旅券代用書類が必要であるときは、そ の旅券又は旅券代用書類を当該外国人に一 時的に返却することができる。

第66条 滞在地捜索についての公示

- (1) 滞在場所が不明の外国人について、その 滞在地捜索のために外国人中央登録所及び 警察の捜索方法上で公示されるのは、次の いずれかの場合とする。
 - ① 当該外国人が転居することになっている受入れ施設に、1週間以内に入所しない場合
 - ② 受入れ施設を出た後1週間以内にそこに戻ってこない場合
 - ③ 受入れ場所配属指令又は第60条第2項 第1文に基づく指令に1週間内に従って いなかった場合
 - ④ 当該外国人が届け出た宛先又は当該外 国人が居住していなければならなかった 宿泊所の宛先に到達していない場合 当該外国人が、宛先に向けられた送達を 2週間以内に受理していなかった場合、第 4号に掲げる条件が存在するものとする。
- (2) 捜索の働きかけを行う権限を有するのは、受入れ施設、当該外国人の滞在すべき地区の外国人局及び連邦難民認定庁である。捜索は、それについて特別に授権された人物によってのみ発動することができる。

第67条 〔庇護手続期間特別〕在留許可の消滅

- (1) 〔庇護手続期間特別〕在留許可は次の場合に消滅する。
 - ① 当該外国人が、第18条第2項及び第3 項に基づいて帰還を命じられ、又は強制 送還される場合

- ① a 当該外国人が第33条第3項に基づい で帰還を命じられる場合 〔1997年改定に よる付加〕
- ② 当該外国人が、庇護を願い出た後の2 週間以内に庇護申請を提出しなかった ^(注33) 場合
- ③ 連邦難民認定庁の審決の送達付で申請 が取り消される場合
- ④ この法律又は外国人法第52条に基づいて退去強制の警告が確定している場合
- ⑤ 第34条 a に基づいて発せられた退去 強制の警告が告知されている場合
- ⑥ 連邦難民認定庁の審決が確定している その他の場合
- (2) 当該外国人が、第1項第2号に定める期間の終了後に庇護申請を提出した場合、〔庇護手続期間特別〕 在留許可は、再び効力を生ずる。

第2節 庇護手続終了後の在留 第68条 在留許可(Aufenthaltserlaubnis)

- (1) 当該外国人に対する庇護有資格者としての認定が確定されるときに、無期限の在留許可(Aufenthaltserlaubnis)が付与される。この在留許可の付与までの期間は、連邦領域内での当該者の在留は許可されたものとみなされる。
- (2) 当該外国人が、公共の安全及び秩序という重大な理由から国外退去を命じられる場合、第1項は適用されない。

第69条 庇護有資格の再発給

- (1) 庇護有資格者が出国する場合、ドイツ当 局から有効に発給された難民旅券を所持し ている限り、その在留許可は消滅しない。
- (2) 当該外国人が連邦領域をすでに去っており、かつ難民旅券の発給についての権限が他国に委ねられる場合、当該者には庇護有

100 外国の立法 216 (2003.5)

資格者の認定を理由に在留許可の再発給を 求める請求権はないものとする。

第70条 〔期限付き特別な一筆者注〕在留許可 (Aufenthaltsbefugnis)

- (1) 外国人法第51条第 1 項上の要件が存在するとの連邦難民認定庁又は裁判所の認定が確定し、当該外国人の強制退去が、法律上及び事実上の理由から単に一時的というのではなく不可能である場合、当該外国人には〔期限付き特別な一筆者注〕在留許可(Aufenthaltsbefugnis)が付与される。
- (2) 当該外国人が公共の安全及び秩序上の重 大な理由から退去強制される場合、第1項 は適用されない。

第5章 事後申請及び第二次申請

第71条 事後申請(Folgeantrag)

- (1) 外国人が先の庇護申請の撤回後、又は先の庇護申請についての否認が確定した後に、新たな庇護申請(事後申請)を行う場合、行政手続法第51条第1項から第3項までに定める要件が存在する場合にのみ、再度の庇護手続が執行され、その要件が具備されているかどうかについての審査は、連邦難民認定庁の義務とする。外国人が外国人法第32a条第1項第4文に基づく釈明を行うときも、同じ原則が適用される。
- (2) 当該外国人は、受入れ施設に付置されている連邦難民認定庁出張所に出頭して事後申請を提出する。その受入れ施設は、先の庇護手続の間に居住することを義務づけられた施設とする。第14条第2項第1文第2号に該当する場合又は当該外国人自らの出頭が妨げられていることが立証され得る場合には、事後申請を文書で提出すべきものとする。当該外国人が先の庇護手続の間、受入れ施設での居住を義務づけられていな

- かった場合及び本条第1項第2文に該当する場合、事後申請を連邦難民認定庁の本部に提出するものとする。その際、第14条第3項が準用される。第19条第1項は適用されない。
- (3) 事後申請においては、当該外国人はその 宛名とともに、事実関係、及び証拠物件で あって行政手続法第51条第1項から第3項 までに定める要件の存在が確認されるもの を申告しなければならない。当該外国人が 要望する場合は、文書で上記の申告を行う。 その場合、事情聴取を省略することができ る。文書による申告については、第10条が 準用される。
- (4) 行政手続法第51条第1項から第3項まで に定める要件が存在しない場合、第34条、 第35条及び第36条が準用される。安全な第 三国(第26a条)への強制退去の場合、第34 a条が準用される。
- (5) 外国人が、先の庇護申請提出後に発せられた退去強制の警告又は強制退去令が執行可能になってから2年以内に、(再度の手続の実施ということにならない)事後申請を提出する場合、退去強制の執行上、新たな期限の設定、新たな退去強制の警告及び新たな強制退去令は必要とされない。退去強制は、最初に、行政手続法第51条第1項から第3項までに定める要件が存在しないとの連邦難民認定庁の通告があった後に執行される。ただし、事後申請が明らかに判定し難い場合、又は当該外国人を安全な第三国に退去強制すべきである場合は、この限りでない。
- (6) 当該外国人が手続期間中に連邦領域を出ていた場合にも、第5項は適用される。安全な第三国(第26a条)からの不法入国の場合、当該外国人は、外国人法第61条第1項に基づいて同国に戻される。その際、連邦

難民認定庁の事前の通告は必要とされない。

- (7) 先の庇護手続の間における当該外国人の 在留が場所上制約されていた場合、事後申 請中の在留についても先の場所上の制約は 継続される。ただし、別段の決定がある場 合は、この限りでない。第5項及び第6項 に該当する事例の場合において、外国人法 上の措置については、当該外国人が在留す る区域の外国人局も権限を有する。
- (8) 事後申請は、退去強制のための勾留の警告を妨げないものとする。ただし、再度の 庇護手続が執行される場合は、この限りで ない。

第71 a 条 第二次申請(Zweitantrag)

- (1) ドイツ連邦共和国との間に庇護手続の施行に関する国際条約を締結している安全な第三国(第26a条)での庇護手続が否認のまま終了した後に、当該外国人が連邦領域において庇護申請(第二次申請)を提出した場合、ドイツ連邦共和国が二次的な庇護手続の執行に管轄権を有し、かつ、行政手続法第51条第1項から第3項までの要件が具備されているときにのみ、再度の庇護手続が執行される。その具備如何についての審査は、連邦難民認定庁によるものとする。
- (2) 二次的庇護手続が執行されるべきか否かを確認するための手続については、第12条から第25条まで、第33条、第44条から第54条までの諸原則が準用される。事情聴取は行われない。ただし、二次的庇護手続を執行すべきではないことを確認するうえで必要がある場合には、この限りでない。第71条第1項は準用される。
- (3) 当該外国人の在留は、忍容されたものと みなされる。第56条から第67条までの諸原 則が準用される。

- (4) 二次的庇護手続が執行されない場合、第 34条から第36条まで、第41条から第43a条 までの諸原則が進用される。
- (5) 当該外国人が第二次申請の撤回後又は第 二次申請の否認後に、新たな庇護申請を提 出する場合、第71条の原則が適用される。

第6章 法的地位の消滅

第72条 消滅

- (1) 庇護有資格者としての認定及び外国人法 第51条第1項上の要件が具備されていると いう確認は、当該外国人が次のことを行っ たいずれかの場合には消滅する。
 - ① 自由意思による自国旅券の受取り、又ははそれを更新し、若しくは更新されるその他の行為を通じて、当該者が国籍を有している国の保護を受けている場合
 - ② その国籍を喪失した後、それを自らの 意思で再取得した場合
 - ③ 申請により新国籍を取得して、当該者 がその国籍を取得した国の保護を享受し ている場合
 - ④ 申請を放棄し、又は連邦難民認定庁の 審決前に申請を撤回している場合
- (2) 当該外国人は、認定決定書及び難民旅行 証明書を、遅滞なく外国人局の許に引き渡 さなければならない。

第73条 取消し及び撤回

(1) 庇護有資格者としての認定及び外国人法 第51条第1項上の要件が具備されていると いう確認は、それらについての要件がもは や存在しない場合には、遅滞なく取り消さ れる。また、第26条に該当する事例につい ては、〔庇護有資格者と認定されていた外国 人の家族の—筆者注〕庇護有資格者認定の 根拠とされていた当該外国人の庇護有資格 者認定が消滅し、取り消され、又は撤回さ れ、かつ、当該家族が仮に他の理由によるとしても庇護有資格者として認定され得ない場合には、〔当該家族の一筆者注〕庇護有資格者の認定も取り消される。当該外国人が、国籍を有する国又は無国籍者の場合その常居所を有していた国に帰還することを拒否するために、かつての迫害の理由とされた根拠をやむを得ない理由とすることができる場合、庇護有資格者としての認定の取消しは行われない。

- (2) 庇護有資格者としての認定が不正な申立に基づいていたか、又は重要な事実関係についての沈黙の結果として付与されたのであって、かつ、仮に他の理由によるとしても庇護有資格者認定が当該外国人には付与されえなかったであろうと思料される場合、その認定は撤回される。外国人法第51条第1項上の要件が具備されているとの確認についても、第1文が準用される。
- (3) 外国人法第53条第1項、第2項、第4項 又は第6項上の要件が具備されているとい う確認は、当該外国人に誤りがある場合に は撤回され、その要件がもはや存在してい ない場合には取り消される。
- (4) 取消し及び撤回については、連邦難民認 定庁長官又は同長官の権限の委任を受けた 職員が決定する。当該外国人には、取消し 又は撤回の決定が文書で通知され、釈明の 機会が与えられる。その釈明を1月以内に 文書で行うことを、当該者に義務づけることができる。当該外国人がこの期間内に申 し開きを行わなかったときは、文書上の原 状(Aktenlage)に基づいて決定を下す。当 該外国人にこの法的結果について注意を喚起させる。
- (5) 経過期間が設定されている連邦難民認定 庁の通知又は審決は、当該外国人に送達さ れる。

(6) 庇護有資格者の認定及び外国人法第51条 第1項に定める要件の具備の確認が取り消 され、又は撤回される場合、第72条第2項 が準用される。

第73a条 外国による難民としての認定

- (1) 外国によって難民の地位に関する条約の 意味における難民として認定されている外 国人について、旅行証明書を発給する責任 がドイツ連邦共和国に転嫁される場合で あって、第72条第1項に掲げる事情が生じ るときは、ドイツ連邦共和国における難民 の地位は消滅する。
- (2) 外国人法第51条第1項上の要件がもはや 存在していない場合には、当該外国人に対 してドイツ連邦共和国における難民として の法的地位を取り消す。〔1997年改定による 追加〕

第7章 裁判手続

第74条 提訴期限:事後的に提起される訴訟の 却下

- (1) この法律に基づく決定に対する訴訟は、 当該決定の送達後2週間以内に提起しなければならない。また、行政裁判所規則第80 条第5項に基づく申請が1週間以内に提起すべきものとされている場合(第36条第3 項第1文)、訴訟も1週間以内に提起すべきものとする。
- (2) 申立人は、その理由付けに資する事実関係及び証拠物件を、当該決定の送達後1月以内に申告しなければならない。この手続については、行政裁判所規則第87b条第3項が準用される。申立人は第1文に基づく義務を負い、同文上の期間の懈怠があった場合に生ずる結果について注意を喚起される。新たな事実関係及び新たな証拠物件の提示は、影響を生じないものとする。

第75条 訴訟が生ずる延期の効力

この法律に基づく決定に対する訴訟は、第38 条第1項及び第73条に該当する事例の場合にの み延期の効力を生ずる。

第76条 単任裁判官

- (1) 裁判部は、この法律についての争いに関しては原則として、その裁判部構成の一人を単任裁判官とし、判決を同裁判官の管轄とする。ただし、事案が、事実関係面若しくは法律面での特別の困難性を示し、又は法律上の事案が原則的意義を有している場合は、この限りでない。
- (2) 当該訴訟の口頭審理がすでに裁判部において行われている場合には、その法律上の争いを単任裁判官の管轄とするべきではない。ただし、手続経過中に留保判決、部分判決又は中間判決が下されている場合は、この限りでない。
- (3) 単任裁判官は、当該事件当事者からの事情聴取を行ったところ、法律事案が原則的意義を有することが、訴訟状態の実質的な変更から判明する場合、当該訴訟を裁判部に戻すことができる。この場合には、単任裁判官に再び戻すことは禁じられる。
- (4) 暫定的な法的保護の手続においては単任 裁判官が決定を下す。法律事案が原則的意 義を有する場合、又は裁判部の判例と異な ると思料する場合、単任裁判官はその法律 上の争いを裁判部に移管する。
- (5) 試用期間中の裁判官は、その任命後の最初の6月間は、単任裁判官にならないものとする。

第77条 裁判所の判決

(1) この法律についての争いにおいては、裁判所は、口頭審理の最後の時点における事 実状態及び法律状態に基づいて判決を下

- す。口頭審理なしでの判決が下される場合、 第1文にいう状態の判定は判決が下される 時点を以って決定的となるものとする。第 74条第2項第2文は影響を受けないものと する。
- (2) 事実構成要素及び判決理由についてのそれ以上の表明が、取り消された行政行為の確認及び理由付けの後追いとなり、かつ、裁判所がその判決において確認するか、又は当事者が再度の表明について放棄することに同意する場合、裁判所は、それ以上の表明を行わない。

第78条 法的救済手段(Rechtsmittel)

- (1) 行政裁判所の判決であって、この法律についての法律上の争いに関する訴えを許容されないもの又は明らかに理由がないものとして却下するものは、確定されるものとする。庇護申請を許容性のないもの若しくは明らかに理由のないものとする審決それのみに対する訴えの願い又はその他の関連事項に関する訴えの願いが、許容性のないもの又は理由のないものとして却下される場合も、上記の原則が適用される。
- (2) その他の場合における行政裁判所判決に 対する控訴については、上級行政裁判所が それを許容する場合に当事者に権利が認め られる。行政裁判所判決に対する上告は行 われない。
- (3) 控訴が許容されるのは、次のいずれかの場合に限るものとする。
 - ① 法律上の問題が原則的意味を有する場合
 - ② 当該判決が上級行政裁判所の判決、連邦行政裁判所判決又は連邦最高裁判所共同部会決定から逸脱し、かつ、そのように逸脱している判断を論拠としている場合

- ③行政裁判所規則第138条に掲げる手続欠 瑕が主張され、それが存在する場合
- (4) 控訴の許容は、原審行政裁判所判決送達後2週間以内に申請されるのでなければならない。その許容の申請は、当該行政裁判所に提出されるべきものとする。申立人は、争う判決を特定しなければならない。上記の申請において控訴が許容されるべきとする理由が明示されなければならない。その申請の提出は、当該判決の効力を停止する。
- (5) その許容の申請について上級行政裁判所は、理由〔の開示—筆者注〕を必要としない決定(Beschluß)により判決を下す。申請の却下により原審判決は法的効力を復活するものとする。上級裁判所が控訴を許容する場合、当該申請手続は控訴手続として継続される。控訴の提起は必要とされない。
- (6) 第4項に基づく控訴許容の申請は、行政 裁判所規則第84条第2項第2号に該当する 場合、不許容に対する抗告(Nichtzulassungsbeschwerde)の扱いを受ける。連邦弁 護人手数料法に基づく手数料については、 その申請は、不許容に対する抗告の場合と 同様とされる。
- (7) 行政裁判所規則第84条第2項に基づく法 的救済は、裁判所決定の送達後2週間以内 に提起しなければならない。

第79条 控訴についての特別規定

- (1) 上級行政裁判所の手続において、申立人が第74条第2項第1文に定める期限内に提出しなかった釈明及び証拠物件に関しては、行政裁判所規則第128a条上の原則が準用される。
- (2) 行政裁判所規則第130条は適用されない。
- (3) 上級行政裁判所は、当該外国人の控訴について、裁判官全員の意見一致によって理由があると決定し、かつ、口頭審理は必要

でないと判定するときは、決定(Beschluß)によってその控訴を許可することができる。行政裁判所規則第125条第2項第3文から第5文までの原則が適用される。

第80条 抗告の禁止

この法律についての法律紛争に関する判決については、行政裁判所規則第133条第1項が適用される場合を除いては、抗告によって争うことはできないものとする。

第80 a 条 手続停止

- (1) 訴訟手続上、第32a条第1項の原則が準用される。訴訟手続の停止は、法的救済の適用又は法的救済への依拠に関わる期間の経過にはいかなる影響も及ぼさないものとする。
- (2) 申立人が外国人法第32a条に基づく〔期限付き〕在留許可(Aufenthaltsbefugnis)の有効期間経過後1月以内に裁判所に対して、訴訟の続行を告知しない場合、取り消されたものとみなされる。
- (3) 連邦難民認定庁は裁判所に対して遅滞な く、外国人法第32a 条に基づく〔期限付き〕 在留許可の付与及び期限満了について通知 する。

第81条 手続促進に対する非協力

申立人が裁判所の催告にもかかわらず手続を 1月以上も進捗させない場合、この法律に基づ く裁判所手続においては、当該訴訟は撤回され たものと見なす。当該申立人は手続費用を負担 する。上記の催告において、当該申立人に対し て第1文及び第2文に基づいて生ずる結果への 注意を喚起する。

第82条 暫定的な法的保護の手続中における書 類閲覧

暫定的な法的保護の手続においては、書類閲覧は裁判所書記課の許で維持される。その手続の遅延が許されない場合、代理人である弁護人に対して、その住居又は事務所に当該書類を持参するという目的でその書類を渡すことができる。書類の発送については、第2文が準用される。

第83条 裁判所特別部(Besondere Spruchkörper)

- (1) 本法についての争いは裁判所特別部に集合される。
- (2) 州政府はその法規命令によって、この法律についての争いのために裁判所特別部を行政裁判所の許に設置し、その特別部の所在地を定める。州政府は上記の権限を他の機関に委ねることができる。第1文に基づいて設置される特別部はその所在地を受入れ施設の近傍としなければならない。

第83 a 条 裁判所から外国人局への結果の通知 裁判所は、外国人局に対して手続の結果を、 様式の如何を問わず通知しなければならない。

第83b条 裁判費用

- (1) 裁判費用(手数料及び経費)は、この法律をめぐっての訴訟上では徴収されない。
- (2) この法律をめぐっての訴訟では、庇護認定 (外国人法第51条第1項上の要件の確認 及び強制退去禁止上の要件の確認を含む。)が関わる訴訟手続きにおける費用は、6000ドイツマルクとし、その他の訴訟手続における費用は、3000ドイツマルクとする。この法律に基づく在留終了措置に伴う暫定的な法的保護の手続においては、費用は3000ドイツマルクとし、その他の手続では主要訴因の場合の半額とする。同一の手続に複数の自然人が当事者になっている場合、訴

訟手続きに関わる各人ごとに1500ドイツマルクの費用がかかるものとし、暫定的な法的保護の手続においては750ドイツマルクがかかるものとする。

第8章 刑罰・罰金規定

第84条 申請提出乱用への教唆

- (1) 外国人に対し、庇護有資格認定又は外国 人法第51条第1項上の要件具備の確認を可 能にするためには連邦難民認定庁の庇護手 続上又は裁判手続上不正な又は不完全な申 立を行うよう、教唆し、又は幇助する者は、 3年までの自由刑又は罰金刑を科される。 とりわけ重大な事例の場合、6月から5年 までの自由刑が科せられる。とりわけ重大 な事例は原則として、そのような犯行者が 営利目的で、又は私的な暴利を得るために 上記の行為を行う場合に成立する。
- (2) 未遂も処罰される。
- (3) そのような犯行を、刑法典第11条第1項 第1号の意味における親族のために行った 者は、刑を免除される。

第85条 その他の犯罪行為

次のいずれかの者は、1年までの自由刑又は 罰金刑を科される。

- ① 第50条第6項(第71a条第2項第1文 も関連して適用される。)に反して、指定 された機関に遅滞なく出頭しなかった者
- ② 第56条第1項又は第2項(場合によっては第71a条第3項も関連して適用される。)に基づく在留制限に、なんども違反した者
- ③ 第60条第1項に基づく付帯条件(第71 a条第3項も関連して適用される。)により就業活動の禁止又はその制限を定める 規則であって施行可能なものに違反する 者

- ④ 第60条第2項第1文(第71a条第3項 も関連して適用される。)に基づく規則で あって施行可能なものに適時に従わな かった者
- ⑤ 第61条第1項(第71a条第3項も関連して適用される。)に違反して就業活動を行った者

第86条 罰金規定

- (1) 第56条第1項又は第2項(場合によっては、第71a条第3項も関連して適用される。)に基づく在留制限に違反した外国人は、秩序違反を犯したものとする。
- (2) 秩序違反は、5000ドイツマルクまでの罰金によって処罰する。

第9章 経過規定及び最終規定

第87条 経過規定

- (1) 行政手続については、以下の経過規定が適用される。
 - ① すでに開始されている庇護手続は、この法律の発効前に連邦難民認定庁がその審決を外国人局宛の送達のために発送している場合には、それまで有効であった法律に従って終了させる。庇護手続がこの法律の発効前に終了してそれ以後変わらない場合、外国人法第53条に基づく強制退去禁止要件が存在するかどうかに関する審決、及び退去強制の警告の発令については、連邦難民認定庁は、新たな庇護手続が施行されるときにのみ、権限を有するものとする。
 - ② この法律の発効前に提起された事後申請については、外国人局が、それまでに効力を有していた法律に基づいて決定する。
 - ③ この法律の発効前に庇護申請を提出していた外国人の州への配分は、それまで

- 効力を有していた法律によるものとす る。
- (2) 法的救済手段及び裁判手続については、以下の経過手続が適用される。
 - ① 第1項第1号及び第2号に該当する事例においては、訴訟期間は従来の法律によって定めるものとする。行政裁判所の管轄地域範囲は、この法律の発効まで効力を有していた文言による行政裁判所規則第52条第2号第3文に基づいて特定される。
 - ② 行政行為に対する法的救済手段の許容性は、この法律の発効前に当該行政行為が告示されているときは、それまで効力を有していた法律に基づいて確定される。
 - ③ 裁判所の判決に対する法的救済手段の 許容性は、この法律の発効前に当該判決 が告示され、又は告示に代えて職権によ り送達されているときは、従来効力を有 していた法律に基づいて確定される。
 - ④ この法律の発効前に援用された法的救済手段が従来の法律に基づいて延期の効果を有している場合、延期の効果の除外に関するこの法律の規定は適用されない。
 - ⑤ この法律発効前の裁判手続において、 1991年4月9日公布の法文での庇護手続 法(BGBI.I S.869)第33条に基づく催告が 発せられている場合、そのかぎりでその 規定が引き続き適用される。(なお、同規 定は、1990年9月12日の法律《BGBI.I S. 2002》第7条第13項によって第11条と関 連して改定された)。

第87a条 1993年7月1日発効の改定に由来す る経過規定

(1) この法律の規定は、同規定に別段の定め

がない限り、かつ、第26a条及び第34a条を除いて、1993年7月1日前に庇護申請を提出していた外国人にも適用される。欧州共同体構成国又は付表 I に掲げる国の中の一つから入国してきた外国人については、第27条並びに第29条第1項及び第2項が準用される。

- (2) 行政手続については、以下の経過規定が適用される。
 - ① 外国人に対して送達に関する原則についての教示が文書により補足されている場合、第10条第2項第2文及び第3文、第3項並びに第4項が適用される。
 - ② 第33条第2項が適用されるのは、1993 年7月1日後に本国を出国している外国 人についてのみとする。
 - ③ 1993年7月1日前に提出されている事後申請については、その時点まで効力を有していた文言による第71条、第87条第1項第2号の規定が適用される。
- (3) 法的救済手段及び裁判手続については、以下の経過規定が適用される。
 - ① 当該行政行為が1993年7月1日以前に告示されている場合に、同行政行為に対する法的救済手段の許容性は、その時点まで効力を有していた法律に基づいて確定される。
 - ② 裁判所の判決に対する法的救済手段の 許容性は、当該判決が1993年7月1日以 前に言渡されたか又は言渡しに代えて職 権で送達された場合には、同日まで効力 を有していた法律に基づき確定される。
 - ③ 第76条第4項は、1993年7月1日以前 に係属していた手続には適用されない。
 - ④ 1993年7月1日以前にすでに行われていた単任裁判官への管轄指定の効果は、 第76条第5項によって影響を受けないものとする。

⑤ 第83条第1項は、1993年12月31日まで 適用されない。

第88条 権限を有する当局の特定

- (1) 連邦内務省は、連邦議会の同意を得たう えでの法規命令によって、次の事項に関し て、庇護手続執行上の管轄権に関する条約 の実施のための権限を有する当局を特定す る。
 - ① 庇護希望の取扱のため条約〔2002年改定により、<u>及び欧州共同体によって発せられた法規</u>を付加〕の他の加盟国が外国人を受け入れるよう、同国に要請するための通知
 - ② ドイツ連邦が庇護希望を取り扱う目的 で外国人を受け入れるよう求める他の条 約加盟国の要請についての決定
 - ③ 他の条約加盟国に帰還受入れを要請す る通知
 - ④ 帰還受入れを求める他の条約加盟国からの要請についての決定
 - ⑤ 情報の交換〔2002年改定により、<u>並び</u> に指紋押捺データの採取、伝達及び照合 を付加〕
- (2) 州政府は法規命令により、受入れ施設の 任務を同州の他の機関に移すことができ る。

第89条 基本権の制約

- (1) 身体の不可侵についての基本権(基本法 第2条第2項第1文)及び人格の自由につ いての基本権(基本法第2条第2項第2文) は、この法律に基づいて制約される。
- (2) 自由剝奪の場合の手続は、自由剝奪の場合の裁判手続に関する法律(連邦法律公報区分番号316-1第III部)に従うものとする。

第90条 一般的行政規定

連邦内務省は、連邦参議院の同意を得て、この法律に付されるべき一般的行政規定を発令する。

(注)

- (1) この法律の解説については、本間浩『個人の基本権 としての庇護権』1985、勁草書房 pp.321-325。法律規 定については、本稿末の [参考法令規定iii] を参照
- (2) ここにいう指図とは、上級官庁が下級官庁に対してその任務に必要な指図を行うことである。山田晟『ドイツ法律用語辞典』(第3版)大学書林、1994p.726
- (3) 法規命令とは、行政官庁の命令のうち、法律を施行し、又は補充するための命令。連邦政府、連邦大臣又は州政府が法律によって授権された場合にのみこれを発布することができる。なお、基本法第80条第1項に法規命令の条件が定められている。山田前掲書(注2) p.519
- (4) この原則では、法律上特別の使用が認められている場合、又は公衆衛生又は税法上の必要から、個人関係データの利用が認められる場合の利用原則が定められている。
- (5) 行為無能力者には、7歳未満の者、精神病者、行為能力剝奪の宣告を受けた者が該当する。行為無能力者の意思表示は無効であり、法定代理人が無能力者に代わって法律行為を行う。7歳以上の未成年者及び精神耗弱、浪費若しくは飲酒癖の理由で行為能力の制限を受ける者は、制限的行為無能力者とされ、当人が締結した契約は法定代理人の事前の同意又は追認がなければ無効となる。山田晟前掲書(注2)pp. 273-274及び p.275
- (6) 「在留許可」Aufenthaltsgenehmigung は「在留許可」一般を意味し、それは次のように分類される。何らの制約も付されていない許可は Aufenthaltserlaubnis と表され、目的上の限定付き許可は Aufenthaltsbewilligung と表され、時間的制約条件付きの許可は Aufenthaltsbefugnis と表される。 Renner, Ausländerrecht, Kommentar, 7., Auf.,

Verlag C.H.Beck, (1999), S.36-37.

- (7) 退去強制までの事前拘束に関する規定
- (8) 退去強制を確実にするための拘束に関する規定。 不法入国後1か月以上の無許可在留の場合に限られている。
- (9) 法律補佐人(Rechtsbeistand)とは、「法律相談の 分野における濫用防止法」により、弁護士ではないに もかかわらず業として法律相談を行い、訴訟におけ る訴訟補佐人又は代理人たることを許された者をい う。山田前掲書(注2)p.515
- (10) EU 諸国間では1990年6月15日、「欧州共同体構成 国の一に提出された庇護申請の審査について管轄権 を有する国の特定に関するダブリン条約」が締結さ れている。
- (II) 同規定では、法的救済手段の期間に関する原則が 定められており、その原則によれば、手段の期間経過 の開始は、当事者が法的救済、訴え先の行政当局又は 裁判所、その所在地及び期間について文書による教 示を受けたとき、とされる。
- (12) 同条項によれば、許可なしに入域した外国人は越境入域後6ヶ月以内に送還される。第三国が国家間受取り協定に基づいて外国人の受取りについて義務付けられている場合、送還は、受取り義務が存在する場合に限り許される。
- (13) 外国人法53条では、拷問、死刑のおそれ、欧州人権 条約違反、生命・身体・自由に対する危険などがある 場合の強制退去禁止原則が定められている。
- (14) 当事者出頭なしでの記録にもとづく決定とは、当 事者が出頭しない場合に認定庁が記録の原状にした がって審決を下すことを言い、裁判所の場合、民訴法 251a 条において認められている。山田前掲書(注2) p.195
- (15) 付表 I に掲げる国とは、フィンランド、ノルウェー、オーストリア、ポーランド、スウェーデン、スイス、チェコである。
- (16) 付表IIに掲げる国とは、ブルガリア、ガンビア、 ガーナ、ポーランド〔付表 I と重複―筆者注〕、セネ ガル、スロバキア、チェコ〔付表 I と重複〕、ハンガ

リーである。

- (I7) 3年以上の自由刑に相当する犯罪などの特別な危 険性がある者に対する強制退去に関する規定
- (18) 同規定によれば、ドイツ連邦の安全保障上の危険、 又は3年以上の自由刑に相当する犯罪で有罪判決を 受けているという理由により社会一般に対する危険 のある者については、退去強制禁止原則は適用され ない。
- (19) 戦争又は内戦の下からの難民に対して一時的保護 のために与えられる在留許可。後掲の参考法令規定 ii を参照
- (20) 強制退去の警告に関する手続規定。これによって、 出国期限、出国先の国、強制退去の告知の時期などが 定められる。
- (21) 同規定では、第1項上の条件、すなわち迫害を受けるおそれの外国人を強制退去しなければならない場合、強制退去先の国を掲げて退去の警告を発し、期限を設定しうることが認められている。
- (22) 行政裁判所規則第80条は、異議の訴え及び取消し の訴えによる延期の効果に関する規定であり、第123 条は、裁判所の仮保全命令に関する規定である。
- (23) 注22を参照。この規定より、裁判所の審理に対する 延期の申請が認められる。
- (24) 注23を参照
- (25) 外国人法42条第2項第2号によると、当該外国人 が在留許可の有効期限の経過後、その在留許可の延 長も新たな在留許可の付与も申請していなかった場 合に、強制退去義務を執行することができる。
- (26) 外国人法第69条第2項によれば、在留許可付与又 はその延長の申請に対する外国人局による決定まで の間、法的忍容として在留が認められる。
- (27) 第55条第4項によれば、退去強制が事実上若しくは法的に不可能であり、又は身体、生命若しくは自由に対する危険がある場合に、退去強制の停止を法的忍容として認めることができる。
- (28) 54条では、国際法上若しくは人道上の理由で、又は ドイツ連邦共和国の政治的利益擁護のため退去強制 を最長6か月間停止することができること、ドイツ

- 連邦の一体性擁護のために必要とする場合その停止 を延長することができることが定められている。
- (29) 第55条第3項によれば、出国義務未確定、人道上・ 人身上の理由又は重大な公共の利益の観点から在留 の一時的延長を忍容することができる。退去強制を 6か月以上停止すべき場合は、ドイツ連邦の一体性 を護るために連邦内務省との合意のうえで指令が必 要とされる。
- (30) 婚約者が戸籍吏の面前に同時に出頭、婚姻締結の 意思表示を行い、戸籍吏がこれを受理することが必 要。(婚姻法第11条)
- (31) 外国人法第69条第2項及び第3項によれば、ドイツ連邦共和国領域に合法的に入国していた外国人が、在留許可又は査証の延長を申請した場合、外国人局の決定があるまではその在留有効期間経過後も、法的忍容として暫定的に在留の継続が認められる。
- (32) 外国人法第36条によると、外国人が許可なしに一 定地域に滞在している場合、遅滞なくその場所から 去る義務を負わされる。
- (33) この場合、庇護手続期間特別在留許可そのものが 与えられていないので、「消滅」という概念自体が、 論理的には無意味である。ただし、この場合の「期限」 は経過的意味の性質を有するにすぎず、期限後の庇 護申請提出の場合でも、庇護上の要件具備の可能性 があるときは、その申請を考慮の対象にせざるをえ ない。その場合、期限後の申請提出についても、申請 提出の効果としての庇護手続期間特別在留許可は第 67条第2項に基づき認められる。
- (34) Aufenthaltsgefugnis の意味については、注6を参照
- (3) 同条項は、確定した行政行為の取消し又は変更を、 当事者の申請に基づいて当局が、その行政行為の根 拠になっている事実状態若しくは法律状態の事後に おける当事者に有利な変更、当事者に有利な新たな 証拠、又は民事訴訟法上の再審理由(第580条)に相 当する理由が生じている場合であって、しかも当事 者が先の手続において再審理由に相当する理由を主 張しなかったことに重大な責任がない場合にのみ、

許可し得ることを定める。

- (36) 同規定では、戦争・内戦下から逃れてきた外国人が 〔期限付き〕在留許可を求める際に、迫害のおそれの 理由による庇護を求めるのではないことを釈明する という条件を、この在留を認める州の最高当局が付 すことが許されている。
- (37) 同規定によれば、不法入国した外国人はその入域 後6ヶ月以内に送還される。

(38) 注14を参照

- (39) この規定によれば、行政裁判手続において、行政行為における斟酌の是非を判断する基礎となる事実関係の申出を当該者に求める際に期限を付したにもかかわらずその経過後に初めて提示された釈明及び証拠物件について裁判所は、それを認めるとすれば法的争訟の解決の遅延をもたらすと思料し、当事者が遅怠について十分に釈明することもなく、かつ遅怠の結果について当事者に教示されている場合には、それらを却下し、かつ再調査なしに決定を下すことができる。
- (40) 第78条第1項の適用対象事項の範囲については、 R.Marx, *Kommentar zum Asylverfahrensgesetz*, Luchterland, 1999, S. 1232-1234.
- (41) 5つの最高裁判所(通常、行政、労働、社会、財政の各最高裁)間の法令の解釈を統一するために、各最高裁判所の代表者によって構成される共同部が設置されている(基本法第95条第3項)。なお、山田前掲書(注2)p,264
- (42) 同規定では、判決が連邦法違反に基づいていると 見なされる場合が列挙されている。
- (43) 同規定によれば、予審決定において、許容される法 的救済が教示される。
- (4) 同規定によれば、先の手続において一定期間内に 提示されなかった新たな釈明及び証拠は、それを採 択しても争訟の解決を遅延させることにならない、 と裁判所の裁量により判断される場合にのみ、許可 される。
- (5) 上級行政裁判所がその判決によって、原審判決を 破棄して訴因を原審行政裁判所に差し戻しうる場合

が定められている。

- (46) 控訴手続に関して上級行政裁判所が、理由開示な しの決定 Beschluβの形で決定を下すことができる こと、事前に当事者に対する事情聴取を行うこと、抗 告が許可される場合があることなどが定められている
- (47) 同規定では、上級行政裁判所判決に対する上訴が 許される場合が定められている。
- (48) 注16を参照

〔参考法令規定〕

(i) 基本法

第16 a 条

- (1) 政治的に迫害される者は、庇護権を享有する。
- (2) 欧州連合構成国から、又は難民条約及び欧州人権条約の適用が保証されるその他の第三国から入国してきた者は、第1項を援用することができない。欧州連合外の国であって上記第1文の条件に適合する国は、連邦議会の同意を必要とする法律によって定める。

(ii) 外国人法

第32 a 条

(1) 連邦と州が、戦争又は内戦下から逃れてきた外国人が連邦領域内での暫定的保護を受けることについて一致して合意する場合には、州の最高当局は、当該外国人が、暫定的受入れの目的で〔期限付き〕在留許可(Aufenthaltsbefugnis)を付与され、その延長を認められるよう命ずる。ただし、連邦の一体性保持のために、その命令には、連邦内務省との合意が必要とされる。その命令において、〔期限付き〕在留許可が外国人法第7条第2項及び第8条第1項に関わりなく付与される旨、定めることができる。またその命令では、特に、外国人が同命令発布前に提出していた庇護申請を取り下げる場合又は当該外国人が外国人法第51条第1項の意味における政治的迫害のおそれの釈明を行わない場合にのみ、〔期限付き〕在留許可が付与される旨、

定めることもできる。

- (2) 〔期限付き〕在留許可は、外国人が庇護申請を提出しておらず、又は第1項に基づく命令の発布後に提出した庇護申請を取り下げた場合にのみ、付与されることができる。
- (3) 第1項に基づいて受け入れられた外国人の家族は、第1項及び第2項にしたがってのみ〔期限付き〕 在留許可を付与される。
- (4) 〔期限付き〕在留許可が、庇護申請を提出して第 1項第4文又は第2項に基づくその取り下げを 行っていない外国人に付与される場合、〔期限付 き〕在留許可の付与及びその有効期間の経過につ いて、外国人局は、連邦難民認定庁に対して遅滞な く通知する。外国人局は、当該外国人に対して外国 人法第32a条第2項及び庇護手続法第80a条第2 項の規定について教示しなければならない。
- (5) 外国人には、特定の州又は特定の場所に在留することを請求する権利は与えられない。当該外国人がその住所及び通常の在留地域を、〔期限付き〕在留許可を付与した州の管轄区域内、又は受入れ配分基準が適用される場合には、当該外国人の配分受入れを受ける州の管轄区域内において定めることができる。配分決定に基づいて特定の場所が与えられる場合、当該外国人は、その場所に住所及び通常の在留地域を置かなければならない。例外的事例の場合であってそれに理由があるときは、他の州が、その管轄区域内に当該外国人が住所及び通常の在留地域を定めることを許可することができる。
- (6) 非自営的職業活動の営みは、付帯条件により禁止しないでおくことができる。
- (7) 当該外国人が有効な旅券も旅券代用書類も所持 していない場合、身分証明代用書類が当該者に発 給される。
- (8) 命令に従わなかった場合には、〔期限付き〕暫定 許可を撤回することができる。異議申立及び提訴 は、許可延長の効果を生じない。
- (9) 第1項に基づく [期限付き] 在留許可付与の条件

- が失われている場合には、当該外国人は、在留暫定 許可の喪失後4週間以内にドイツ連邦領域から退 去しなければならない。当該外国人が〔期限付き〕 在留許可の延長又は別の在留許可を申請していた 場合であっても、上記の出国義務の履行を強制さ れ得るものとする。
- (10) 各州は、第1項に基づく暫定的受入れに関する 分担について合意することができる。連邦領域内 での在留を既に許可され、又は忍容されて第1項 及び第2項に定める在留条件を充たしている外国 人を、分担配分上算入することができる。ただし、 在留資格又は連邦領域において付与され、若しく は更新された在留許可若しくは在留認可であって 有効期間総数12月以上のものを有する外国人は、 算入されない。
- (II) 各州は、それぞれの州が受け入れるべき外国人の分担について合意することができる。各州への配分は、連邦内務省によって特定される中央配分機関を通じて行われる。各州が配分に関する別段の比率について合意に達しなかった場合、その限りで庇護希望者受入れ配分比率〔庇護手続法第45条〕が適用される。各州にすでに在留し、かつ第10項の事例に該当させるとすれば配分数に算入されると思料される外国人を、同州の受入れ枠数に算入することができる。
- (12) 州の最高当局又は同当局によって特定される機関は、配属決定を発布する。州政府又は同州によって特定される中央配分機関は、法規命令によって同州内配分についての定めをおく権限を与えられる。ただし、州法により別段の定めがある場合は、この限りでない。第1文及び第2文に基づく配分決定に対する異議申立又は提訴は、延期の効果を生じない。

第51条

(1) その生命又は自由が、人種、宗教、国籍若しくは 特定の社会的集団への帰属又は政治的信念を理由 として危険にさらされる国へ、外国人を退去強制

してはならない。

第53条

- (1) 拷問に晒される具体的危険性が当該外国人について生じている他国に、当該外国人を退去強制してはならない。
- (4) 1950年11月4日の「人権及び基本的自由の保護に関する条約」(欧州人権条約)の適用によって退去強制が許されないとされる限り、外国人を退去強制に付してはならない。
- (6) 外国人の他国への強制退去が、そこにおいて当該外国人に対する身体、生命又は自由への相当に具体的な危険を生ずる場合には、それを中止することができる。当該外国人が帰属する住民類型(Bevölkerung)又は住民類型集団が一般的に晒されているその第三国での危険は、第54条に基づく決定の場合に顧慮される。

第54条

州の最高当局は、国際法上の理由若しくは人道上の理由から又はドイツ連邦共和国の政治的利益を護るために、特定の国から出国してきた外国人若しくはその他の方法で特定される外国人グループの強制退去を、最長期間6月間を限度として中止するよう命ずることができる。6月間を超える期間、強制退去を中止すべき場合には、連邦内務省との合意を得たうえでの命令が、連邦としての一体性を護るために必要とされる。

第57条

(1) 強制退去について直ちに決定することができない場合及び拘束なしでは退去強制に重大な支障が生じ、又は退去強制が失敗に終わると思料される場合、退去強制の準備のため裁判所の命令に基づいて当該外国人を拘束する(準備拘束)。準備拘束の期間は6週間を超えてはならない。退去強制を行う場合、命令のあった拘束の期間経過まで拘束を継続することについては、新たな裁判所命令は

必要とされない。

- (2) 次の場合には、裁判所命令に基づく退去強制の 確保のために外国人を拘束することができる(身 柄確保拘束)。
 - ① 無許可入国を理由とする外国人の出国義務を 履行させることができる場合
 - ② 出国期限が経過し、かつ外国人局が連絡をとることができる住所を外国人局に通知せずに当該外国人が在留場所を変更していた場合
 - ③ 当該外国人がその主張する理由により、通知 されていた強制退去期日までに外国人局の告げ ていた場所に出頭しない場合
 - ④ その他の方法で当該外国人が強制退去を逃れた場合、又は、
 - ⑤ 当該外国人が強制退去を逃れようとしている という根拠ある疑いがある場合

出国期限が経過し、退去強制の執行可能性が確認される場合、当該外国人は最長2週間の期間、身柄確保のため拘束される。当該外国人が強制退去を逃れようとしていないことを疎明する場合には、第1文第1号に基づく身柄確保拘束命令は例外的に発せられない。当該外国人が主張したのではない理由によって強制退去が最近3月以内に実施され得ないことが確認される場合、身柄確保のための拘束は許されない。

(3) 身柄確保拘束は、6月間まで命ずることができる。当該外国人がその退去強制を妨害する場合、身柄確保拘束を最長12月まで引き延ばすことができる。準備拘束は身柄確保拘束の総期間数に繰り入れることができる。

第60条

- (4) [ドイツに不法入国しようとしている]外国人は 出てきた国に送還される。外国人が通常在留し、若 しくは旅券の発給を受けた国又はその他の入国す べき国に送還される。
- (iii) 人道的救助活動の枠内での難民受入れ措置法

第1条 法的地位

- (1) 査証の形式で入国前に在留許可を付与されることに基づき、又は外国人法第33条第1項(1990年改定)に依る引受け宣言に基づき、外国人としてドイツ連邦共和国の人道的救援活動の枠内で本法適用地域内に受け入れられる者は、1951年7月28日の難民の地位に関する条約の第2条から第34条までの規定に基づく法的地位を享有する。
- (2) 満16歳未満の外国人であって、<u>かつ外国人法改</u> 定法の発効前に〔1990年改定〕ドイツ連邦共和国の 人道的救援活動の枠内で本法適用地域内に受け入 れられた者は、在留許可なしでも引受け宣言なし でも、本法第1条に規定される法的地位を享有す る。
- (3) 当該外国人には無期限の在留許可が与えられる。〔1990年改定〕

第2条 法的地位証明

- (1) 本法第1条の意味における難民は、その法的地位の証明の目的で、公の証明書を取得する。
- (2) 当該難民の受入れは、外国人中央登録所において一人ずつ記録される。

第2a条 法的地位の消滅

- (1) 第1条に基づく法的地位は、次のいずれかの場合に消滅する。
 - ① 当該外国人がその自由意志によって、又は自 国旅券の取得若しくは更新を通じて、自らの国 籍を有する国の保護を再び受ける場合
 - ② 当該外国人がその国籍を喪失した後その自由 意思によりそれを取り戻していた場合
 - ③ 当該外国人がその要請により新しい国籍を取得し、かつその国籍を取得した国の保護を享受する場合
- (2) 第1項に該当する場合、当該外国人は遅滞なく、 その法的地位の公的証明書及び旅行証明書を外国 人局に引き渡す。〔1990年改定〕
- 第3条 連邦職業訓練法の改定(省略)第4条 労働 促進法(省略)

第5条 ベルリン条項(省略)

第6条 発効(省略)

(ほんま ひろし・法政大学教授) (本稿は、調査及び立法考査局の委託による ものである)